

議 案 書

令 和 8 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	令和7年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分の承認を求めることについて		(議) 1
2	令和7年度松山市一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分の承認を求めることについて		9
議案 1	令和7年度松山市一般会計補正予算（第10号）		2 1
2	令和7年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第5号）		3 1
3	令和7年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）		3 5
4	令和7年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）		3 7
5	令和7年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第3号）		3 9
6	令和7年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）		4 1
7	令和7年度松山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）		4 3
8	令和7年度松山市下水道事業会計補正予算（第2号）		4 5
9	令和8年度松山市一般会計予算		(予) 4
10	令和8年度松山市競輪事業特別会計予算		2 0
11	令和8年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		2 4
12	令和8年度松山市介護保険事業特別会計予算		2 8
13	令和8年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		3 2
14	令和8年度松山市駐車場事業特別会計予算		3 4
15	令和8年度松山市道後温泉事業特別会計予算		3 6
16	令和8年度松山市卸売市場事業特別会計予算		4 0
17	令和8年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		4 4
18	令和8年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		4 6
19	令和8年度松山市松山城観光事業特別会計予算		4 8
20	令和8年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		5 2
21	令和8年度松山市公共用地先行取得事業特別会計予算		5 6
22	令和8年度松山市公債管理特別会計予算		5 8
23	令和8年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
24	令和8年度松山市簡易水道事業会計予算		4 5
25	令和8年度松山市工業用水道事業会計予算		9 5
26	令和8年度松山市下水道事業会計予算		1 2 9

27	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例等の一部改正について		(議) 47
28	松山市行政手続条例等の一部改正について		49
29	松山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について		53
30	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		59
31	松山市庚申庵史跡庭園条例及び松山市一草庵条例の一部改正について		61
32	松山市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の制定について		63
33	松山市火災予防条例の一部改正について		65
34	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		67
35	松山市介護保険条例の一部改正について		69
36	松山市国民健康保険条例の一部改正について		71
37	松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について		81
38	松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について		83
39	松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例の一部改正について		85
40	松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について		87
41	松山市新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会条例の制定について		89
42	松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について		91
43	松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について		93
44	松山市手数料条例の一部改正について		95
45	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について		97
46	松山市中央卸売市場業務条例及び松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正について		101
47	包括外部監査契約の締結について		103
48	伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		105
49	東温市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		113
50	久万高原町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		121
51	松前町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		129
52	砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について		137
53	伊予市のごみ処理に係る事務の受託について		145
54	東温市のごみ処理に係る事務の受託について		149
55	久万高原町のごみ処理に係る事務の受託について		153
56	松前町のごみ処理に係る事務の受託について		157
57	砥部町のごみ処理に係る事務の受託について		161
58	工事請負契約の変更について (城山公園 (丸之内) 斜面外災害復旧工事)		165

59	訴訟の提起について		167
60	市有車による交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて		171
61	市道路線の認定、廃止及び変更について		173

(注) ページ欄中、(議)は議案書、(予)は一般・特別会計予算書、
(企)は公営企業会計予算書を示す。

(後送予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	令和8年度松山市一般会計補正予算(第1号)		
	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	人権擁護委員候補者の推薦について		

承認第1号

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

プレミアム付商品券の発行により、物価高騰の影響を受けている市民を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めするため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第5号

令和8年1月16日

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度松山市一般会計補正予算（第8号）を定める専決処分について

プレミアム付商品券の発行により、物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和7年度松山市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,515,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,334,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		59,516,244 千円	1,515,000 千円	61,031,244 千円
	2 国庫補助金	13,451,671	1,515,000	14,966,671
歳 入 合 計		246,819,004	1,515,000	248,334,004

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		10,202,266 千円	1,515,000 千円	11,717,266 千円
	1 商工費	8,285,915	1,515,000	9,800,915
歳 出 合 計		246,819,004	1,515,000	248,334,004

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(松山市一般会計)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	59,516,244 千円	1,515,000 千円	61,031,244 千円
歳入合計	246,819,004	1,515,000	248,334,004

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一財 般源
7 商工費	千円 10,202,266	千円 1,515,000	千円 11,717,266	千円 1,515,000	千円	千円	千円
歳出合計	246,819,004	1,515,000	248,334,004	1,515,000			

2 歳 入

(款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費国庫補助金	千円 4,743,207	千円 1,515,000	千円 6,258,207	15 地方創生臨時交付金	千円 1,515,000	千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (定額) (松山市プレミアム付商品券事業)
計	13,451,671	1,515,000	14,966,671	—	—	—

3 歳 出

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 商工振興費	千円 7,610,671	千円 1,515,000	千円 9,125,671	千円 国庫支出金 1,515,000	18 負担金補助 及び交付金	千円 1,515,000	千円 松山市プレミアム付商品券事業 1,515,000
計	8,285,915	1,515,000	9,800,915	—	—	—	—

承認第2号

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度松山市一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分の承認を求めるところについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

（提案理由）

衆議院の解散が表明されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めらるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第6号

令和8年1月20日

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度松山市一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分について

衆議院の解散が表明されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和7年度松山市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248,444,618千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金		19,849,722 千円	110,614 千円	19,960,336 千円
	3 委託金	1,371,239	110,614	1,481,853
歳 入 合 計		248,334,004	110,614	248,444,618

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		18,928,414 千円	110,614 千円	19,039,028 千円
	4 選挙費	296,728	110,614	407,342
歳 出 合 計		248,334,004	110,614	248,444,618

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(松山市一般会計)

款	補正前の額	補正額	計
17 県支出金	19,849,722 千円	110,614 千円	19,960,336 千円
歳入合計	248,334,004	110,614	248,444,618

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一財 般源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	18,928,414	110,614	19,039,028	110,614			
歳出合計	248,334,004	110,614	248,444,618	110,614			

2 歳 入

(款) 17 県支出金 (項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	千円 1,211,827	千円 110,614	千円 1,322,441	7 衆議院議員選挙 費委託金	千円 110,614	衆議院議員選挙費委託金 千円
計	1,371,239	110,614	1,481,853	—	—	—

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
5 衆議院議員 選挙費	千円 0	千円 110,614	千円 110,614	千円 県支出金 110,614		千円	衆議院議員選挙 千円 110,614
					1 報 酬	9,631	
					2 給 料	588	
					3 職員手当等	17,089	
					7 報 償 費	32,103	
					8 旅 費	350	
					市内旅費	350	
					10 需 用 費	4,148	
					消耗品費	1,771	
					燃料費	144	
					印刷製本費	2,233	
					11 役 務 費	29,215	
					通信運搬費	29,205	
					手数料	10	
			12 委 託 料	10,890			
			13 使用料及び 賃借料	5,800			
			14 工事請負費	800			
計	296,728	110,614	407,342	—	—	—	—

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		34,927	12,256		47,183	6,135	53,318	
	議 員	43	323,148		113,103		436,251	86,618	522,869	
	その他の 特別職	9,714	630,763	19,644	6,876	330	657,613	8,570	666,183	
	計	9,760	953,911	54,571	132,235	330	1,141,047	101,323	1,242,370	
補正前	長 等	3		34,927	12,256		47,183	6,135	53,318	
	議 員	43	323,148		113,103		436,251	86,618	522,869	
	その他の 特別職	9,019	621,132	19,644	6,876	330	647,982	8,570	656,552	
	計	9,065	944,280	54,571	132,235	330	1,131,416	101,323	1,232,739	
比 較	長 等	0		0	0		0	0	0	
	議 員	0	0		0		0	0	0	
	その他の 特別職	695	9,631	0	0	0	9,631	0	9,631	
	計	695	9,631	0	0	0	9,631	0	9,631	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(709) 3,778	893,728	14,675,198	10,186,413	25,755,339	4,887,101	30,642,440	
補 正 前	(709) 3,768	893,728	14,674,610	10,169,324	25,737,662	4,887,101	30,624,763	
比 較	(0) 10	0	588	17,089	17,677	0	17,677	

※()内は短時間勤務職員数を外書されたものです。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,311,335
	補 正 前	1,294,246
	比 較	17,089

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(31) 3,070	12,856,652	9,111,270	21,967,922	4,267,309	26,235,231	
補 正 前	(31) 3,070	12,856,652	9,095,097	21,951,749	4,267,309	26,219,058	
比 較	(0) 0	0	16,173	16,173	0	16,173	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,310,419
	補 正 前	1,294,246
	比 較	16,173

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(678) 715	893,728	1,818,546	1,075,143	3,787,417	619,792	4,407,209	
補 正 前	(678) 698	893,728	1,817,958	1,074,227	3,785,913	619,792	4,405,705	
比 較	(0) 17	0	588	916	1,504	0	1,504	

※()内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	105,106
	補 正 前	104,190
	比 較	916

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給料	588	その他の増減分	588		
職員手当	17,089	その他の増減分	17,089		

議案第 1 号

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 9 7 6, 9 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 6, 4 2 1, 5 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		71,510,000 千円	1,800,000 千円	73,310,000 千円
	1 市民税	32,081,000	1,700,000	33,781,000
	2 固定資産税	32,438,000	100,000	32,538,000
7 地方消費税交付金		13,253,000	907,000	14,160,000
	1 地方消費税交付金	13,253,000	907,000	14,160,000
12 地方交付税		28,876,000	2,370,000	31,246,000
	1 地方交付税	28,876,000	2,370,000	31,246,000
14 分担金及び負担金		764,527	10,862	775,389
	1 分担金	68,277	10,862	79,139
16 国庫支出金		61,031,244	716,337	61,747,581
	2 国庫補助金	14,966,671	716,337	15,683,008
17 県支出金		19,960,336	135,360	20,095,696
	2 県補助金	4,545,161	135,360	4,680,521
18 財産収入		89,486	91,109	180,595
	1 財産運用収入	52,434	91,109	143,543
19 寄附金		2,700,000	13,600	2,713,600
	1 寄附金	2,700,000	13,600	2,713,600

20 繰入金		18,369,746 千円	22,457 千円	18,392,203 千円
	1 基金繰入金	18,084,917	22,457	18,107,374
22 諸収入		9,066,395	30,495	9,096,890
	5 雑入	5,120,330	30,495	5,150,825
23 市債		14,268,800	1,879,700	16,148,500
	1 市債	14,268,800	1,879,700	16,148,500
歳 入 合 計		248,444,618	7,976,920	256,421,538

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		19,039,028 千円	3,699,647 千円	22,738,675 千円
	1 総務管理費	14,413,989	3,699,647	18,113,636
3 民生費		126,110,918	29,217	126,140,135
	1 社会福祉費	55,515,873	29,217	55,545,090
4 衛生費		16,984,446	510,539	17,494,985
	1 保健衛生費	3,517,136	10,539	3,527,675
	3 清掃費	7,170,285	500,000	7,670,285
6 農林水産業費		3,589,874	90,448	3,680,322
	2 農業土木費	1,616,305	76,080	1,692,385

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 林業費	404,682	14,368	419,050
7 商工費		11,717,266	464,919	12,182,185
	1 商工費	9,800,915	464,919	10,265,834
8 土木費		23,755,211	443,196	24,198,407
	2 道路橋梁費	3,466,064	155,000	3,621,064
	4 港湾費	1,069,410	69,109	1,138,519
	5 都市計画費	13,244,572	218,280	13,462,852
	7 公園緑地費	830,030	807	830,837
9 消防費		6,032,791	100,000	6,132,791
	1 消防費	6,032,791	100,000	6,132,791
10 教育費		22,459,882	2,638,954	25,098,836
	1 教育総務費	2,465,689	500,000	2,965,689
	2 小学校費	3,345,067	1,779,930	5,124,997
	3 中学校費	4,069,475	225,000	4,294,475
	5 社会教育費	3,697,294	42,824	3,740,118
	6 保健体育費	8,585,857	91,200	8,677,057
歳出	合計	248,444,618	7,976,920	256,421,538

第2表 継続費補正（松山市一般会計）

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	6 保健体育費	(仮称)久谷学校 給食共同調理場 整備事業	千円		千円	千円		千円
			2,231,000	令和7年度	892,400	2,454,100	令和7年度	981,640
				令和8年度	1,338,600		令和8年度	0
						令和9年度	1,472,460	

第3表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西クリーンセンター整備・運営事業	平成21年度～令和14年度	39,322,900 千円	平成21年度～令和14年度	39,504,900 千円

第4表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	人事管理事務	30,000 千円
		庁舎管理事務	70,000
		情報通信基盤運用整備事業	110,000
		愚陀佛庵整備事業	80,000
		総合コミュニティセンター建物改修事業	40,000
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	男女共同参画推進センター管理運営事業	50,000
		地域包括支援センター運営事業	10,000
		社会福祉施設防災設備等整備補助事業	30,000
	2 児 童 福 祉 費	子育て世帯生活応援事業	10,000
		物価高対応子育て応援手当給付事業	310,000
		児童クラブ室施設整備事業	60,000
		児童館等管理運営事業	400,000
		公立保育所整備事業	120,000
	4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	共同給水施設補助事業
墓地管理事業			10,000
水道事業会計出資金			280,000
簡易水道事業会計出資金			10,000
2 保 健 所 費		保健所・消防合同庁舎改修事業	60,000
3 清 掃 費		横谷埋立センター運営管理事業	30,000

款	項	事業名	金額
		新南クリーンセンター整備事業	20,000 千円
6 農 林 水 産 業 費	2 農 業 土 木 費	農業土木施設管理事業	10,000
		土地改良事業	500,000
		団体営土地改良事業	70,000
		県費補助土地改良事業	10,000
	3 林 業 費	木材加工流通施設等整備事業	20,000
		林道整備事業	80,000
	4 水 産 業 費	水産基盤整備事業	50,000
		漁港整備事業	210,000
7 商 工 費	1 商 工 費	商店街等活性化事業	50,000
		プレミアム付商品券事業	3,390,000
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	耐震改修等補助事業	230,000
	2 道 路 橋 梁 費	道路橋梁整備事業	1,450,000
	3 河 川 費	河川等整備事業	390,000
	4 港 湾 費	港湾施設維持管理事業	20,000
	5 都 市 計 画 費	地籍調査事業	170,000
		交通環境整備事業	20,000
		都市計画整備事業	1,330,000
		松山広域都市計画変更調査事業	30,000
		盛土規制事務事業	20,000
		松山駅周辺整備事業	1,500,000

款	項	事業名	金額
		街路整備事業	320,000 千円
		下水道事業会計負担金	70,000
		城山公園整備事業	560,000
	6 住宅費	市営住宅建設事業	500,000
	7 公園緑地費	公園管理事業	60,000
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	80,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	1,930,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業	380,000
	5 社会教育費	公民館施設整備事業	120,000
		中島総合文化センター管理事業	220,000
	6 保健体育費	学校給食施設整備事業	10,000
		中央公園施設整備事業	250,000
11 災害復旧費	1 市有財産災害復旧費	市有財産災害復旧事業	30,000
	2 農林水産施設災害復旧費	農林土木災害復旧事業	150,000
		林道災害復旧事業	20,000
	3 土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	140,000
		公園施設災害復旧事業	310,000

第5表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高齢者福祉施設整備事業	千円 20,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和7年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 30,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
農林水産基盤整備事業	580,000	同 上	同 上	同 上	630,000	同 上	同 上	同 上
道路建設等事業	880,000	同 上	同 上	同 上	960,000	同 上	同 上	同 上
港湾等建設事業	320,000	同 上	同 上	同 上	390,000	同 上	同 上	同 上
都市計画事業	2,990,000	同 上	同 上	同 上	3,030,000	同 上	同 上	同 上
義務教育等施設整備事業	2,750,000	同 上	同 上	同 上	4,410,000	同 上	同 上	同 上

議案第2号

令和7年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競輪費		33,402,165 千円	△50,000 千円	33,352,165 千円
	1 開催費	33,402,165	△50,000	33,352,165
2 繰出金		300,000	50,000	350,000
	1 繰出金	300,000	50,000	350,000
歳 出 合 計		33,703,165	0	33,703,165

第2表 繰越明許費補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 競 輪 費	1 開 催 費	施設維持管理事業	50,000 千円

議案第3号

令和7年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,229,110千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		56,365 千円	73,383 千円	129,748 千円
	1 繰越金	56,365	73,383	129,748
9 財産収入		0	9,650	9,650
	1 財産運用収入	0	9,650	9,650
歳 入 合 計		53,146,077	83,033	53,229,110

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		0 千円	83,033 千円	83,033 千円
	1 基金積立金	0	83,033	83,033
歳 出 合 計		53,146,077	83,033	53,229,110

議案第 4 号

令和 7 年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市駐車場事業特別会計）

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 駐 車 場 費	1 駐 車 場 費	駐車場施設管理事業	30,000 千円

議案第 5 号

令和 7 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 温 泉 事 業 費	1 温 泉 事 業 費	総務管理事業	20,000 千円

議案第6号

令和7年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市松山城観光事業特別会計）

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 索 道 運 輸 事 業 費	1 索 道 運 輸 事 業 費	索道施設維持管理事業	30,000 千円
2 松 山 城 管 理 費	1 松 山 城 管 理 費	松山城管理事業	20,000

議案第7号

令和7年度松山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度松山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市公共用地先行取得事業特別会計）

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 公共用地先行取得事業費	1 公共用地先行取得事業費	松山外環状道路用地取得事業	80,000 千円

議案第 8 号

令和 7 年度松山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度松山市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 3 年度松山市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為の限度額を、次のとおり変更する。

公共下水道

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業	令和 3 年度から 令和 2 6 年度まで	千円 1 3, 7 0 0, 0 0 0	令和 3 年度から 令和 2 6 年度まで	千円 1 5, 7 5 8, 6 0 0

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例等の一部改正について

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例等の一部を改正する条例

(市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正)

第1条 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例(昭和22年6月24日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「732,000円」を「761,000円」に改め、同条第2号中「654,000円」を「680,000円」に改め、同条第3号中「623,000円」を「648,000円」に改める。

別表中「40,700円」を「41,900円」に、「182,700円」を「188,200円」に、「36,800円」を「37,900円」に、「34,700円」を「35,700円」に、「114,000円」を「117,400円」に、「55,900円」を「57,600円」に、「44,400円」を「45,700円」に、「59,200円」を「61,000円」に、「48,200円」を「49,600円」に、「41,500円」を「42,700円」に、「10,700円」を「11,000円」に、「8,300円」を「8,500円」に、「69,800円」を「71,900円」に、「37,900円」を「39,000円」に、「日額 3,000円」を「日額 3,100円」に、「15,000円」を「15,500円」に改める。

(特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,120,000円」を「1,154,000円」に、「899,000円」を「926,000円」に、「737,000円」を「759,000円」に、「450,000円」を「470,000円」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「737,000円」を「759,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例第2条の改正規定は、同年5月25日から施行する。

(提案理由)

議員の報酬月額、市長等の給料月額及びその他の特別職の報酬額を改定するため、本案を提出する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市行政手続条例等の一部改正について

松山市行政手続条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市行政手続条例等の一部を改正する条例

(松山市行政手続条例の一部改正)

第 1 条 松山市行政手続条例（平成 8 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第 15 条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 103 号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(松山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 松山市職員の分限に関する条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「その内容を本市役所掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過したときに当該書面の交付があつたものとみなす」を「公示の方法によつて行うことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前項の公示の方法による交付は、第3項の書面の内容を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該内容が記載された書面を本市役所の掲示場に掲示し、又は当該内容を本市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、第3項の書面の交付があつたものとみなす。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「その内容を本市役所掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過したときに当該書面の交付があつたものとみなす」を「公示の方法によつて行うことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の公示の方法による交付は、第1項の書面の内容を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該内容が記載された書面を本市役所の掲示場に掲示し、又は当該内容を本市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を

とることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、第1項の書面の交付があつたものとみなす。

(松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 松山市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「当該処分の内容を本市役所掲示場に掲示することをもつて通知に代える」を「公示の方法によつて行う」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、当該処分の内容を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該内容が記載された書面を本市役所の掲示場に掲示し、又は当該内容を本市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、第2項の規定による通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第16条第10項中「前条第2項及び第3項」を「前条第2項から第4項まで」に改める。

第17条第5項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第2項から第4項まで」に改める。

(条件付採用期間中の職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 条件付採用期間中の職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「その内容を本市役所掲示場に掲示することをもつてこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過したときに当該書面の交付があつたものとみなす」を「公示の方法によつて行うことができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の公示の方法による交付は、第1項の書面の内容を行政手続法第15条第4項

等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該内容が記載された書面を本市役所の掲示場に掲示し、又は当該内容を本市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、第1項の書面の交付があつたものとみなす。

付 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（提案理由）

行政手続法の改正に伴い、公示送達をデジタル化するため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
松山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

記

松山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条
例

松山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第9号
）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法
律第151号）の趣旨を踏まえ、本市における情報通信技術を活用した行政の推進につ
いて、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定める
ことにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を
図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第6号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第10号に後段として次の
ように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業
者を經由して行われる申請等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以
下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする
者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等
を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、
この条例の規定を適用する。

第2条第11号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第3条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「その他のその方法が規定されて」に改め、「より、」の次に「規則等で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に改め、「を書面等により行うものとして規定した申請等」を削り、「条例等の規定に規定する書面等」を「他の条例等の規定に規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等の

うちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。次項において同じ。））」とする。

第4条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「その他のその方法が規定されて」に改め、「より、」の次に「規則等で定める」を加え、「（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方法による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に改め、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等」を削り、「条例等の規定に規定する書面等」を「他の条例等の規定に規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「により署名等をするものとしてしているもの」を「において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。次項において同じ。））」とする。

第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「

として」を「が規定されて」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に改め、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等」を削り、「条例等の規定に規定する」を「他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「が規定されて」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に改め、「を書面等により行うものとして規定した作成等」を削り、「条例等の規定に規定する」を「他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「により署名等を行うこととしているもの」を「において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第1項中「市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進」を「市の機関等は、情報通信技術を活用した行政の推進等」に改め、同条第2項中「市」を「市の機関等」に、「措置を講じる」を「規定による情報システムの整備」に、「情報通信の技術の利用における」を「当該情報システムの」に改め、同条第3項中「市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進」を「市の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備」に、「当該手続等」を「これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務」に、「を図る」を「その他の見直しを行う」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。

） 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続のデジタル化を推進するため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 高齢者に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
--

別表第2中32の項を33の項とし、10の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10 市長	高齢者に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者に対する補聴器の購入費の助成に関する事務に個人番号を利用するため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市庚申庵史跡庭園条例及び松山市一草庵条例の一部改正について

松山市庚申庵史跡庭園条例及び松山市一草庵条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市庚申庵史跡庭園条例及び松山市一草庵条例の一部を改正する条例

(松山市庚申庵史跡庭園条例の一部改正)

第1条 松山市庚申庵史跡庭園条例(平成15年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条第2項ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第5条中「委員会は」を「市長は」に改め、同条第2号中「毀損し」を「毀損し」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第6条から第9条まで及び第11条中「委員会」を「市長」に改める。

第12条第1項第3号中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第3条第1項の規定の適用については同項中「教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項」を「第3条」に、「中「委員会」を「中「市長」に改める。

第13条及び第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考第2項中「委員会」を「市長」に改める。

(松山市一草庵条例の一部改正)

第2条 松山市一草庵条例(平成21年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条から第10条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考第2項中「委員会」を「，市長」に改める。

付 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

庚申庵史跡庭園及び一草庵の所管を教育委員会から市長に移管するため，本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の制定について
松山市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例を次のように定める。

記

松山市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、松山市立幼稚園の教育職員の給与その他の勤務条件に関する特別措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、松山市立幼稚園の園長、教頭及び教諭をいう。

(教職調整額の支給等)

第3条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。以下この条及び第5条において同じ。）には、その者の給料（松山市職員給与条例（昭和27年条例第31号。第3項及び次条第1号において「給与条例」という。）第3条の2の給料をいう。次項及び次条において同じ。）の月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額は、給料の支給の方法に準じて支給する。

3 教育職員については、給与条例第23条及び第24条第2項の規定は、適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1) 給与条例（第19条の2、第28条、第29条及び第29条の3の規定に限る。）

(2) 松山市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第5号）

(3) 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和26年条例第26号）

- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成10年条例第3号）
- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第48号）
- (6) 松山市職員の修学部分休業に関する条例（平成19年条例第45号）
- (7) 松山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成19年条例第46号）
（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第5条 教育職員については、正規の勤務時間（松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第29号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務をいい、勤務時間条例第10条に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務を含む。次項において同じ。）は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 園外実習その他園児の実習に関する業務
- (2) 幼稚園の行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、園児の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定に基づき、松山市立幼稚園の教育職員の給与その他の勤務条件に関する特別措置を定めるため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市火災予防条例の一部改正について

松山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市火災予防条例の一部を改正する条例

松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「，感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

付 則

この条例は，令和8年3月31日から施行する。

（提案理由）

簡易サウナ設備の基準を定めるとともに，地震後に発生する電気火災の対策として感震ブレーカーの普及を促進するため，本案を提出する。

議案第34号

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「多機能端末機」を「多機能端末機等」に改め、同条第1項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、「民間事業者が設置する」を削り、「ものをいう。）」の次に「又は利用者操作用端末機（本市の端末機であつて、印鑑登録証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）」を加える。

付 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

電気通信事業法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部改正について

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和6年度から令和8年度までの各年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号中「次のいずれかに該当する」を「令第38条第1項第6号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第7号中「次のいずれかに該当する」を「令第38条第1項第7号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第8号中「次のいずれかに該当する」を「令第38条第1項第8号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第9号中「次のいずれかに該当する」を「令第38条第1項第9号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第10号中「次のいずれかに該当する」を「令第38条第1項第10号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第11号中「次のいずれかに該当する」を「令第38条第1項第11号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第12号中「次のいずれかに該当する」を「令第38条第1項第12号に掲げる」に改め、同号ア及びイを削り、同項第13号中「前各号のいずれにも該当しない」を「令第38条第1項第13号に掲げる」に改め、同条第4項中「第2項」を「第5項」に、「令和6年度から令和8年度までの各年度」を「令和8年度」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「令和6年度から令和8年度までの各年度」を「令和8年度」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「令和6年度から令和8年度までの各年度」を「令和8年度」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の3項を加える。

2 令和8年度の令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、620万円とする。

3 令和8年度の令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、820万円とする。

4 令和8年度の令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、1,020万円とする。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「同項第1号から第5号まで又は同条第6号から第12号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

付則第2条中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条及び第6条第3項の規定は、令和8年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令に定める特例を適用して、第1号被保険者に係る令和8年度分の介護保険料を令和6年度分及び令和7年度分と同様に算定するため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第11条の3第1号イ中「，」を「及び」に、「及び」を「，」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「，介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「，病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等，介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の52」を「100分の42」に改め、同項第2号

中「100分の33」を「100分の41」に改め、同項第3号ア中「100分の15」を「100分の17」に改める。

第15条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の7第1号中「) 」を「) の額」に改める。

第15条の10第1項第1号中「100分の52」を「100分の42」に改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の41」に改め、同項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「100分の15」を「100分の17」に改める。

第15条の16第1号中「) 」を「) の額」に改める。

第15条の19第1項第1号中「100分の52」を「100分の42」に改め、同項第2号中「100分の33」を「100分の41」に改め、同項第3号中「100分の15」を「100分の17」に改める。

第15条の20の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の21 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条、第19条の3、第19条の4及び第19条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第24条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛媛県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける

補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の22 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の23 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の24 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の21第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の42に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の21第1号イに掲げる額の見込額及び同号

イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の25 第15条の22の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「第15条の8」の次に「若しくは第15条の22」を加え、「第19条の3第1項(同条第3項)を「若しくは同条第5項各号に定める額、第19条の3第1項(同条第3項又は第4項)に、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号(同条第6項)を「額、同条第5項(同条第7項又は第8項)に、「第19条の4第1項各号(同条第3項又は第4項)を「第19条の4第1項各号(同条第3項から第5項まで)に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)に、「定める額の」を「定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の8の額若しくは第15条の17」を「、第15条の8、第15条の17若しくは第15条の22」に、「同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「同条第5項各号」に、「第15条の基礎

賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号」を「額、同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「，同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項」に改める。

第19条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の22の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の25の子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に

当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乘じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乘じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乘じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるも

のの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第15条の24第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と、「10円未満」とあるのは「1円未満」と、同条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第19条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の9、第15条の18及び第15条の23並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第19条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第15条の10」との次に「、第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の24」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の24第3項」と読み替えるものとする。

第19条の3に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の24」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の24第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」

に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、「介護納付金賦課限度額」との次に「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課限度額」との次に「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の22」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の25」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の24第2項」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の22」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の25」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第5項各号」と、第7項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の24第2項」と読み替えるものとする。

第19条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均

等割額は、第15条の24の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第5項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第15条の24第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の24第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険料の賦課割合を改定するとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を賦課し、基礎賦課限度額を引き上げるため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例（令和5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「この条及び次条において」を削る。

第13条第1項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に、「第21条」を「第23条」に改める。

第14条第3項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第30条を第32条とし、第20条から第29条までを2条ずつ繰り下げる。

第19条第1項中「第16条」を「第17条」に、「第17条」を「第18条」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

（添付書類の省略）

第20条 複数の墓地等について、同時に、第12条第1項の規定による墓地等設置事前協議書の提出をし、又は第17条から前条までの規定による申請をする場合において、各手続において添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の手続においてこれを添付し、他の手続においてその旨を申し出てその添付を省略することができる。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第1項中「協議者」の次に「及び前条の規定により手続を省略した申請予定者」を加え、同条第2項中「前項」を「協議者は、前項」に、「には」を「に」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前条の規定により手続を省略した申請予定者は、第1項の墓地等経営許可申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請の理由を記載した書類
- (2) 納骨堂の設計図

(3) 納骨堂使用契約約款その他これに相当するもの

(4) その他市長が必要と認める書類

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(手続の省略)

第16条 申請予定者は、現に経営の許可を受けている墓地の区域内に規則で定める墓石と同様の構造を備えた納骨堂を設置するときに限り、第12条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に定める手続を省略することができる。

付則第2項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条及び第17条の規定は、この条例の施行の日以後に提出された墓地等設置事前協議書に係る経営の許可の申請について適用し、同日前に提出された墓地等設置事前協議書に係る経営の許可の申請については、なお従前の例による。

(提案理由)

経営の許可を受けている墓地の区域内に墓石と同様の構造を備えた納骨堂を設置する場合に限り、事前協議書の提出等の手続を省略可能とするため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について

松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

松山市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「，第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等のための支援給付に関する報告をしない者等に係る過料の規定を整備するため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例の一部改正
について

松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例（令和3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「保護者をいう」の次に「。第6号において同じ」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 幼稚園給食費負担者 幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者その他幼稚園給食の提供を受ける者をいう。

第4条の見出し中「学校給食費」の次に「及び幼稚園給食費」を加え、同条第1項中「を」の次に「，幼稚園給食費負担者から幼稚園給食費を」を加え、同条第2項中「学校給食費」の次に「及び幼稚園給食費」を加え、同条第3項中「により学校給食」の次に「又は幼稚園給食」を，「学校給食費」の次に「又は幼稚園給食費」を加える。

第5条の見出し中「学校給食費」の次に「及び幼稚園給食費」を加え、同条中「，学校給食費を規則で定める日までに」を「又は幼稚園給食費負担者は，それぞれ規則で定める学校給食費又は幼稚園給食費の納付期限までに，学校給食費又は幼稚園給食費を」に改める。

第6条を削り，第7条を第6条とする。

付 則

この条例は，令和8年6月1日から施行する。

（提案理由）

幼稚園給食費を徴収する者を幼稚園長から市長に変更するため，本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

記

松山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この条及び次条において「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。第3条において同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会条例の制定について
松山市新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会条例を次のように定める。

記

松山市新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会条例

(設置)

第1条 松山市新南クリーンセンターを設計、施工及び維持管理・運営を一括して発注する方式により整備し、及び運営する事業者（次条において「事業者」という。）の公正かつ公平な選定に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、事業者の選定に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 本市の職員
- (3) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から令和10年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 審査会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員

がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 審査会は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会を設置するため、本案を提出する。

議案第42号

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について

松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例

松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表簡易水道事業の部中島地区簡易水道の項中「2,980」を「1,923」に、「1,510」を「997」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

中島地区簡易水道の給水人口及び1日最大給水量を変更するため、本案を提出する。

議案第43号

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について
松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例
松山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「規定する特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

共同住宅に附置すべき駐車施設の基準を維持するため、本案を提出する。

議案第44号

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第171号の7中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同項第171号の8中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

「第4章 駐車場（第25条） 目次中 第5章 雑則（第26条—第31条） 第6章 罰則（第32条） 25条—第34条）	を	「第4章 道後上人坂交流施設（第 第5章 駐車場（第35条） 第6章 雑則（第36条—第41 第7章 罰則（第42条）
--	---	--

に改める。

条)

第3条の表配湯施設の項の次に次のように加える。

道後上人坂交流施設	松山市道後湯月町2番41号
-----------	---------------

第5条第1項及び第4項並びに第6条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。
第32条を第42条とする。
第6章を第7章とする。
第5章中第31条を第41条とし、第30条を第40条とし、第29条を第39条とする。
第28条中「の管理」を「（配湯施設及び交流施設を除く。）の管理」に改め、同条を第38条とし、第27条を第37条とし、第26条を第36条とする。
第5章を第6章とする。

第4章中第25条を第35条とし、同章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 道後上人坂交流施設

(入館料等)

第25条 道後上人坂交流施設（以下「交流施設」という。）の入館料は、無料とする。

2 交流施設の開館日は、規則で定める。

(使用許可)

第26条 交流施設は、前条第2項の規則で定める開館日以外の日（12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）に限り、市長の許可を受けて使用することができる。

2 市長は、前項の許可をするときは、交流施設の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用制限)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 交流施設（備品を含む。第33条第2号及び第34条において同じ。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交流施設の管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第28条 第26条第1項の許可を受けた者（以下「交流施設使用者」という。）は、交流施設を許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第29条 市長は、交流施設使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 第27条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の規定による処分により交流施設使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(交流施設使用料)

第30条 交流施設使用者は、別表第2に定める使用料（以下「交流施設使用料」という。）を市に納付しなければならない。

2 交流施設使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(交流施設使用料の減免)

第31条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、交流施設使用料を減額し、又は免除することができる。

(交流施設使用料の還付)

第32条 既納の交流施設使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(秩序維持)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流施設への入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 交流施設を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が交流施設の管理上支障があると認める者

(損害賠償)

第34条 交流施設を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、市にその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

付則第4項及び第5項中「別表」を「別表第1」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第30条関係）

区分	単位	使用料
交流施設	1時間	500円

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 使用料には光熱水費及び器具使用料を含むものとし、相当の範囲を超える使用と

認められる場合は、実費相当額を別途徴収する。

3 使用のための機器等の設置，掲示，撤去，維持管理等に要する一切の費用は，交流施設使用者の負担とする。

4 使用のための準備及び原状回復の時間は，使用時間を含むものとする。

付 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

道後温泉事業施設として道後上人坂交流施設を設置するため，本案を提出する。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市中央卸売市場業務条例及び松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正
について

松山市中央卸売市場業務条例及び松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市中央卸売市場業務条例及び松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

(松山市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第1条 松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第57条の2の次に次の1条を加える。

(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)

第57条の3 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 取扱品目のうち、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。次号及び第3号において「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等(取扱予定のないものを除く。)

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

(松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部改正)

第2条 松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第53条の3の次に次の1条を加える。

(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)

第53条の4 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 取扱品目のうち、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。次号及び第3号において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

卸売市場法の改正に伴い、卸売市場の認定要件として追加された開設者による公表事項を定めるため、本案を提出する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

- 1 契約名 令和 8 年度包括外部監査契約
- 2 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 3 契約の始期 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 契約の金額 11,278,000 円を上限とする額
- 5 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。
ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
- 6 契約の相手方 住所 松山市西石井一丁目
氏名 芦立 祐嗣
資格 公認会計士

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(包括外部監査契約の締結)

第 252 条の 36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第4項の規定により、松山市及び伊予市における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び伊予市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び伊予市は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり平成28年7月8日に締結した松山市及び伊予市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

伊予市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別 紙)

別表 (第2条, 第3条関係)

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長をいかした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興や地場産業の活性化 産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興や地場産業の活性化を行う。	松山市が中心となって実施し、伊予市内の事業者への周知・啓発等は伊予市が実施する。
		働く場所や機会の創出 圏域市町が連携し、新産業の創出や働き方の多様化などの取組を検討し、働く場所や機会の創出に向けた情報や事例の共有等を行う。	
農林水産業の活性化	農林水産業に関する諸課題の研究	圏域市町で農林水産業の生産性向上などの取組を情報共有し、それぞれの産品や農地の事情に応じた効果的な取組について研究する。	松山市と伊予市との協議により決定する。
		有害鳥獣の連携捕獲 実務者レベルの職員による協議の場を設けて圏域市町の協力体制を継続するとともに、モンキードッグや煙火などの試行を検証し横展開等を行うことで、実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。	
山・街・海をつなぐ広域観光の推進	「道後温泉」を軸とした観光振興	道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等で連携市町の特産品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特産品PRや情報発信は松山市と伊予市が協議し、可能なものから実施を検討する。
		観光資源を対象としたプロモーションやファミツアーの実施 圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシーやレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。	

		インバウンド観光の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
		圏域全体の観光資源を有効活用し、インバウンドを誘客する取組を推進する。	
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の維持	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間/365日維持する。	
		消防機能の共同運用	松山市と伊予市が協議し、決定する。
		消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。	
		ごみ処理広域化	松山市が伊予市のごみを受け入れる。
		圏域市町のごみ処理を広域化し、高度な施設整備を行うほか、ごみ処理経費の削減を図る。	
広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備	道路ネットワークの強化	圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と伊予市で連携可能性を協議する。
		松山空港の利用促進	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と伊予市で連携可能性を協議する。
	松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。		
	広域交通拠点のにぎわい創出と機能の向上	JR松山駅周辺では、圏域全体の広域交通の結節点としてふさわしい、にぎわいを創出する広域交流拠点施設の整備に官民連携で取り組み、圏域市町の連携効果につなげる。	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と伊予市で連携可能性を協議する。
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用	松山市が中心となって取り組み、伊予市内での周知・啓発等は、伊予市が実施する。
		救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等で、適正受診の啓発を圏域市町で実施する。	
	救急ワークステーションの活用	救急ワークステーションの救急隊員と圏域内の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。	
		圏域の救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。	

		健康づくりの推進	松山市が中心となつて情報交換の場を設け、健康づくりの推進はそれぞれで取り組む。
		健康意識の向上や健康増進に多くの住民が効果的に取り組めるよう、圏域内の健康課題や取組を共有し、連携した健康づくり事業の実施を目的に担当者会を実施する。	
		地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となつて情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
		圏域市町で取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。	
	結婚・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育の広域受入れ	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
			病児・病後児保育の広域利用に取り組む。
		保育を必要とする子どもの広域受入れ	保育所等の利用希望がある場合、松山市と伊予市で協議を行い、広域受入れを実施する。
			保育を必要とする子どもの保護者が、居住する市町以外で勤務する場合や里帰り出産をする場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受入れを実施する。
		児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する市町が中心となつて実施する。
			圏域市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。
		子育てイベントや研修の共同開催	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
			圏域市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。
		出会いイベント等による出会い・交流支援事業の連携・共同実施	出会いイベントは松山市と伊予市が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
			出会いイベント等による出会い・交流支援について、圏域市町が連携して取り組む。
産後ケア事業の推進	松山市が中心となつて圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。		
	産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、圏域市町が連携して広域利用に取り組む。		

圏域住民の活力創出	図書館利用対象者の拡大	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	各市町立図書館の利用対象者を圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	
	文化・スポーツ施設の戦略的な活用	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	圏域住民が文化・スポーツに親しむ機会を増やすとともに、文化施設・スポーツ施設について、観光、文化、教育等の様々な視点での戦略的な整備や活用策の検討を行う。	
	プロスポーツ支援	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	
	地域コミュニティの活性化	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	松山圏域や広島広域都市圏内で活動する地域活動団体同士の交流活動等を支援し、公共交通の利用や圏域内の地域コミュニティの活性化を促進する。	
	広島広域都市圏との連携推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	令和7年3月に締結した協定に基づき、産業・観光振興や地域振興などに関する取組を推進し、両圏域の更なる活力向上とにぎわい創出を図る。	
地域レジリエンスの強化	危機事象への相互支援の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	近年の地球温暖化の影響による山火事や豪雨・渇水のほか、発生が懸念される南海トラフ地震や社会活動に影響を与える感染症などの危機事象への予防策を含む対応について、担当者会議や合同訓練等をはじめ、相互支援の検討を行うなど、平常時からの連携強化に取り組む。	
	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	
地域防災力の強化	松山市が実施するプログラムに、追加で伊予市の防災士を募集する。	
防災士フォローアッププログラムの受講対象を松山市内の防災士だけでなく、圏域内の防災士に広げる。		

環境保全施策の推進	地球温暖化対策の推進	松山市が中心となって調整し、松山市と伊予市との協議により決定する。	
	圏域内で開催されるイベント等で、環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。		
	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と伊予市が協議し、役割を決定する。	
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。		
	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。	
	生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。		
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。	
	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について調査研究を行う。		
	暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	移住・定住の促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
		圏域内への移住を促進するため、圏域イメージの向上をはじめ、圏域市町や関係団体との連携強化、移住フェア等を共同で実施するほか、若者が地域への誇りや愛着を育む機会を設ける。	
広報紙の連携		松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。	
エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。			
民間が主導する連携事業の推進		松山市を中心としつつ、松山市と伊予市が協力して実施する。	
商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、にぎわいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。			
地域公共交通ネットワークの連携推進	松山市を中心としつつ、松山市と伊予市が協力して実施する。		
圏域内で、持続可能で利便性の高い交通システムを構築するため、地域公共交通ネットワークの連携について検討を行う。			

圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と伊予市との協議により決定する。
	オープンデータの公開数を拡充し、特に自治体標準オープンデータセットの公開を進めることで、地域課題の解決に向けた利活用を促す。	
	連携による地域課題解決の機会創出	松山市が中心となり、必要に応じて松山市と伊予市との協議のうえ、連携・支援内容を検討する。
	圏域市町で共通する課題について、担当者会議やワークショップで、ノウハウを共有するなど地域課題の解決を図る。	

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

東温市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第4項の規定により、松山市及び東温市における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び東温市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び東温市は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり平成28年7月8日に締結した松山市及び東温市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

東温市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別 紙)

別表 (第2条, 第3条関係)

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長をいかした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興や地場産業の活性化 産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興や地場産業の活性化を行う。	松山市が中心となって実施し、東温市内の事業者への周知・啓発等は東温市が実施する。
		働く場所や機会の創出 圏域市町が連携し、新産業の創出や働き方の多様化などの取組を検討し、働く場所や機会の創出に向けた情報や事例の共有等を行う。	松山市を中心としつつ、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
農林水産業の活性化	農林水産業の活性化	農林水産業に関する諸課題の研究 圏域市町で農林水産業の生産性向上などの取組を情報共有し、それぞれの産品や農地の事情に応じた効果的な取組について研究する。	松山市と東温市との協議により決定する。
		有害鳥獣の連携捕獲 実務者レベルの職員による協議の場を設けて圏域市町の協力体制を継続するとともに、モンキードッグや煙火などの試行を検証し横展開等を行うことで、実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
山・街・海をつなぐ広域観光の推進	山・街・海をつなぐ広域観光の推進	「道後温泉」を軸とした観光振興 道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等で連携市町の特産品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特産品PRや情報発信は松山市と東温市が協議し、可能なものから実施を検討する。
		観光資源を対象としたプロモーションやファミツアーの実施 圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシーやレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。

		インバウンド観光の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		圏域全体の観光資源を有効活用し、インバウンドを誘客する取組を推進する。	
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の維持	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間/365日維持する。	
		消防機能の共同運用	松山市と東温市が協議し、決定する。
		消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。	
		ごみ処理広域化	松山市が東温市のごみを受け入れる。
		圏域市町のごみ処理を広域化し、高度な施設整備を行うほか、ごみ処理経費の削減を図る。	
広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備		道路ネットワークの強化	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と東温市で連携可能性を協議する。
		圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。	
		松山空港の利用促進	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と東温市で連携可能性を協議する。
		松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。	
		広域交通拠点のにぎわい創出と機能の向上	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と東温市で連携可能性を協議する。
		JR松山駅周辺では、圏域全体の広域交通の結節点としてふさわしい、にぎわいを創出する広域交流拠点施設の整備に官民連携で取り組み、圏域市町の連携効果につなげる。	
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用	松山市が中心となって取り組み、東温市内での周知・啓発等は、東温市が実施する。
		救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等で、適正受診の啓発を圏域市町で実施する。	
		救急ワークステーションの活用	救急ワークステーションの救急隊員と圏域内の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。
		圏域の救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。	

		健康づくりの推進	松山市が中心となつて情報交換の場を設け、健康づくりの推進はそれぞれで取り組む。
		健康意識の向上や健康増進に多くの住民が効果的に取り組めるよう、圏域内の健康課題や取組を共有し、連携した健康づくり事業の実施を目的に担当者会を実施する。	
		地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となつて情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
		圏域市町で取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。	
	結婚・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育の広域受入れ	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	
		保育を必要とする子どもの広域受入れ	保育所等の利用希望がある場合、松山市と東温市で協議を行い、広域受入れを実施する。
		保育を必要とする子どもの保護者が、居住する市町以外で勤務する場合や里帰り出産をする場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受入れを実施する。	
		児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する市町が中心となつて実施する。
		圏域市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。	
		子育てイベントや研修の共同開催	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		圏域市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。	
		出会いイベント等による出会い・交流支援事業の連携・共同実施	出会いイベントは松山市と東温市が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
		出会いイベント等による出会い・交流支援について、圏域市町が連携して取り組む。	
産後ケア事業の推進	松山市が中心となつて圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。		
産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、圏域市町が連携して広域利用に取り組む。			

圏域住民の活力創出	図書館利用対象者の拡大	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	各市町立図書館の利用対象者を圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	
	文化・スポーツ施設の戦略的な活用	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	圏域住民が文化・スポーツに親しむ機会を増やすとともに、文化施設・スポーツ施設について、観光、文化、教育等の様々な視点での戦略的な整備や活用策の検討を行う。	
	プロスポーツ支援	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	
	地域コミュニティの活性化	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	松山圏域や広島広域都市圏内で活動する地域活動団体同士の交流活動等を支援し、公共交通の利用や圏域内の地域コミュニティの活性化を促進する。	
	広島広域都市圏との連携推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	令和7年3月に締結した協定に基づき、産業・観光振興や地域振興などに関する取組を推進し、両圏域の更なる活力向上とにぎわい創出を図る。	
地域レジリエンスの強化	危機事象への相互支援の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	近年の地球温暖化の影響による山火事や豪雨・渇水のほか、発生が懸念される南海トラフ地震や社会活動に影響を与える感染症などの危機事象への予防策を含む対応について、担当者会議や合同訓練等をはじめ、相互支援の検討を行うなど、平常時からの連携強化に取り組む。	
	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	
地域防災力の強化	松山市が実施するプログラムに、追加で東温市の防災士を募集する。	
防災士フォローアッププログラムの受講対象を松山市内の防災士だけでなく、圏域内の防災士に広げる。		

環境保全施策の推進	地球温暖化対策の推進	松山市が中心となって調整し、松山市と東温市との協議により決定する。	
	圏域内で開催されるイベント等で、環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。		
	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と東温市が協議し、役割を決定する。	
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。		
	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
	生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。		
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について調査研究を行う。		
	暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	移住・定住の促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
		圏域内への移住を促進するため、圏域イメージの向上をはじめ、圏域市町や関係団体との連携強化、移住フェア等を共同で実施するほか、若者が地域への誇りや愛着を育む機会を設ける。	
広報紙の連携		松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。	
エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。			
民間が主導する連携事業の推進		松山市を中心としつつ、松山市と東温市が協力して実施する。	
商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、にぎわいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。			
地域公共交通ネットワークの連携推進	松山市を中心としつつ、松山市と東温市が協力して実施する。		
圏域内で、持続可能で利便性の高い交通システムを構築するため、地域公共交通ネットワークの連携について検討を行う。			

圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と東温市との協議により決定する。
	オープンデータの公開数を拡充し、特に自治体標準オープンデータセットの公開を進めることで、地域課題の解決に向けた利活用を促す。	
	連携による地域課題解決の機会創出	松山市が中心となり、必要に応じて松山市と東温市との協議のうえ、連携・支援内容を検討する。
	圏域市町で共通する課題について、担当者会議やワークショップで、ノウハウを共有するなど地域課題の解決を図る。	

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

久万高原町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第4項の規定により、松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び久万高原町は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり平成28年7月8日に締結した松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

久万高原町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別 紙)

別表 (第2条, 第3条関係)

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長をいかした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興や地場産業の活性化 産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興や地場産業の活性化を行う。	松山市が中心となって実施し、久万高原町内の事業者への周知・啓発等は久万高原町が実施する。
		働く場所や機会の創出 圏域市町が連携し、新産業の創出や働き方の多様化などの取組を検討し、働く場所や機会の創出に向けた情報や事例の共有等を行う。	松山市を中心としつつ、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
農林水産業の活性化	農林水産業の活性化	農林水産業に関する諸課題の研究 圏域市町で農林水産業の生産性向上などの取組を情報共有し、それぞれの産品や農地の事情に応じた効果的な取組について研究する。	松山市と久万高原町との協議により決定する。
		有害鳥獣の連携捕獲 実務者レベルの職員による協議の場を設けて圏域市町の協力体制を継続するとともに、モンキードッグや煙火などの試行を検証し横展開等を図ることで、実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
山・街・海をつなぐ広域観光の推進	山・街・海をつなぐ広域観光の推進	「道後温泉」を軸とした観光振興 道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等で連携市町の特産品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特産品PRや情報発信は松山市と久万高原町が協議し、可能なものから実施を検討する。
		観光資源を対象としたプロモーションやファミツアーの実施 圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシーやレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。

		インバウンド観光の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		圏域全体の観光資源を有効活用し、インバウンドを誘客する取組を推進する。	
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の維持	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間/365日維持する。	
		消防機能の共同運用	松山市と久万高原町が協議し、決定する。
		消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。	
		ごみ処理広域化	松山市が久万高原町のごみを受け入れる。
		圏域市町のごみ処理を広域化し、高度な施設整備を行うほか、ごみ処理経費の削減を図る。	
広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備		道路ネットワークの強化	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と久万高原町で連携可能性を協議する。
		圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。	
		松山空港の利用促進	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と久万高原町で連携可能性を協議する。
		松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。	
		広域交通拠点のにぎわい創出と機能の向上	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と久万高原町で連携可能性を協議する。
		JR松山駅周辺では、圏域全体の広域交通の結節点としてふさわしい、にぎわいを創出する広域交流拠点施設の整備に官民連携で取り組み、圏域市町の連携効果につなげる。	
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用	松山市が中心となって取り組み、久万高原町内での周知・啓発等は、久万高原町が実施する。
		救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等で、適正受診の啓発を圏域市町で実施する。	
		救急ワークステーションの活用	救急ワークステーションの救急隊員と圏域内の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。
		圏域の救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。	

		健康づくりの推進	松山市が中心となつて情報交換の場を設け、健康づくりの推進はそれぞれで取り組む。
		健康意識の向上や健康増進に多くの住民が効果的に取り組めるよう、圏域内の健康課題や取組を共有し、連携した健康づくり事業の実施を目的に担当者会を実施する。	
		地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となつて情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
		圏域市町で取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。	
	結婚・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育の広域受入れ	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	
		保育を必要とする子どもの広域受入れ	保育所等の利用希望がある場合、松山市と久万高原町で協議を行い、広域受入れを実施する。
		保育を必要とする子どもの保護者が、居住する市町以外で勤務する場合や里帰り出産をする場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受入れを実施する。	
		児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する市町が中心となつて実施する。
		圏域市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。	
		子育てイベントや研修の共同開催	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		圏域市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。	
		出会いイベント等による出会い・交流支援事業の連携・共同実施	出会いイベントは松山市と久万高原町が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
		出会いイベント等による出会い・交流支援について、圏域市町が連携して取り組む。	
産後ケア事業の推進	松山市が中心となつて圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。		
産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、圏域市町が連携して広域利用に取り組む。			

圏域住民の活力創出	図書館利用対象者の拡大	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	各市町立図書館の利用対象者を圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	
	文化・スポーツ施設の戦略的な活用	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	圏域住民が文化・スポーツに親しむ機会を増やすとともに、文化施設・スポーツ施設について、観光、文化、教育等の様々な視点での戦略的な整備や活用策の検討を行う。	
	プロスポーツ支援	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	
	地域コミュニティの活性化	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	松山圏域や広島広域都市圏内で活動する地域活動団体同士の交流活動等を支援し、公共交通の利用や圏域内の地域コミュニティの活性化を促進する。	
	広島広域都市圏との連携推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	令和7年3月に締結した協定に基づき、産業・観光振興や地域振興などに関する取組を推進し、両圏域の更なる活力向上とにぎわい創出を図る。	
地域レジリエンスの強化	危機事象への相互支援の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	近年の地球温暖化の影響による山火事や豪雨・渇水のほか、発生が懸念される南海トラフ地震や社会活動に影響を与える感染症などの危機事象への予防策を含む対応について、担当者会議や合同訓練等をはじめ、相互支援の検討を行うなど、平常時からの連携強化に取り組む。	
	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	
地域防災力の強化	松山市が実施するプログラムに、追加で久万高原町の防災士を募集する。	
防災士フォローアッププログラムの受講対象を松山市内の防災士だけでなく、圏域内の防災士に広げる。		

環境保全施策の推進	地球温暖化対策の推進	松山市が中心となって調整し、松山市と久万高原町との協議により決定する。	
	圏域内で開催されるイベント等で、環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。		
	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と久万高原町が協議し、役割を決定する。	
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。		
	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。	
	生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。		
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。	
	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について調査研究を行う。		
	暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	移住・定住の促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
		圏域内への移住を促進するため、圏域イメージの向上をはじめ、圏域市町や関係団体との連携強化、移住フェア等を共同で実施するほか、若者が地域への誇りや愛着を育む機会を設ける。	
広報紙の連携		松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。	
エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。			
民間が主導する連携事業の推進		松山市を中心としつつ、松山市と久万高原町が協力して実施する。	
商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、にぎわいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。			
地域公共交通ネットワークの連携推進	松山市を中心としつつ、松山市と久万高原町が協力して実施する。		
圏域内で、持続可能で利便性の高い交通システムを構築するため、地域公共交通ネットワークの連携について検討を行う。			

圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と久万高原町との協議により決定する。
	オープンデータの公開数を拡充し、特に自治体標準オープンデータセットの公開を進めることで、地域課題の解決に向けた利活用を促す。	
	連携による地域課題解決の機会創出	松山市が中心となり、必要に応じて松山市と久万高原町との協議のうえ、連携・支援内容を検討する。
	圏域市町で共通する課題について、担当者会議やワークショップで、ノウハウを共有するなど地域課題の解決を図る。	

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松前町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第4項の規定により、松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び松前町は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり平成28年7月8日に締結した松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

松前町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別 紙)

別表 (第2条, 第3条関係)

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長をいかした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興や地場産業の活性化	松山市が中心となって実施し、松前町内の事業者への周知・啓発等は松前町が実施する。
		産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興や地場産業の活性化を行う。	
		働く場所や機会の創出	松山市を中心としつつ、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		圏域市町が連携し、新産業の創出や働き方の多様化などの取組を検討し、働く場所や機会の創出に向けた情報や事例の共有等を行う。	
農林水産業の活性化	農林水産業に関する諸課題の研究	圏域市町で農林水産業の生産性向上などの取組を情報共有し、それぞれの産品や農地の事情に応じた効果的な取組について研究する。	松山市と松前町との協議により決定する。
山・街・海をつなぐ広域観光の推進	山・街・海をつなぐ広域観光の推進	「道後温泉」を軸とした観光振興	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特産品PRや情報発信は松山市と松前町が協議し、可能なものから実施を検討する。
		道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等で連携市町の特産品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。	
		観光資源を対象としたプロモーションやファミツアーの実施	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシーやレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。	
インバウンド観光の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。		
圏域全体の観光資源を有効活用し、インバウンドを誘客する取組を推進する。			
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の維持	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間/365日維持する。	

		消防機能の共同運用	松山市と松前町が協議し、決定する。
		消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。	
		ごみ処理広域化	松山市が松前町のごみを受け入れる。
		圏域市町のごみ処理を広域化し、高度な施設整備を行うほか、ごみ処理経費の削減を図る。	
	広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備	道路ネットワークの強化	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と松前町で連携可能性を協議する。
		圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。	
		松山空港の利用促進	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と松前町で連携可能性を協議する。
		松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。	
		広域交通拠点のにぎわい創出と機能の向上	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と松前町で連携可能性を協議する。
		JR松山駅周辺では、圏域全体の広域交通の結節点としてふさわしい、にぎわいを創出する広域交流拠点施設の整備に官民連携で取り組み、圏域市町の連携効果につなげる。	
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用	松山市が中心となって取り組み、松前町内での周知・啓発等は、松前町が実施する。
		救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等で、適正受診の啓発を圏域市町で実施する。	
		救急ワークステーションの活用	救急ワークステーションの救急隊員と圏域内の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。
		圏域の救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。	
健康づくりの推進	松山市が中心となって情報交換の場を設け、健康づくりの推進はそれぞれで取り組む。		
健康意識の向上や健康増進に多くの住民が効果的に取り組めるよう、圏域内の健康課題や取組を共有し、連携した健康づくり事業の実施を目的に担当者会を実施する。			

	地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となって情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
	圏域市町で取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。	
結婚・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育の広域受入れ	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	
	保育を必要とする子どもの広域受入れ	保育所等の利用希望がある場合、松山市と松前町で協議を行い、広域受入れを実施する。
	保育を必要とする子どもの保護者が、居住する市町以外で勤務する場合や里帰り出産をする場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受入れを実施する。	
	児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する市町が中心となって実施する。
	圏域市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。	
	子育てイベントや研修の共同開催	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	圏域市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。	
	出会いイベント等による出会い・交流支援事業の連携・共同実施	出会いイベントは松山市と松前町が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
	出会いイベント等による出会い・交流支援について、圏域市町が連携して取り組む。	
産後ケア事業の推進	産後ケア事業の推進	松山市が中心となって圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。
	産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、圏域市町が連携して広域利用に取り組む。	
圏域住民の活力創出	図書館利用対象者の拡大	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	各市町立図書館の利用対象者を圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	

	文化・スポーツ施設の戦略的な活用	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	圏域住民が文化・スポーツに親しむ機会を増やすとともに、文化施設・スポーツ施設について、観光、文化、教育等の様々な視点での戦略的な整備や活用策の検討を行う。	
	プロスポーツ支援	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	
	地域コミュニティの活性化	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	松山圏域や広島広域都市圏内で活動する地域活動団体同士の交流活動等を支援し、公共交通の利用や圏域内の地域コミュニティの活性化を促進する。	
	広島広域都市圏との連携推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	令和7年3月に締結した協定に基づき、産業・観光振興や地域振興などに関する取組を推進し、両圏域の更なる活力向上とにぎわい創出を図る。	
地域レジリエンスの強化	危機事象への相互支援の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	近年の地球温暖化の影響による山火事や豪雨・濁水のほか、発生が懸念される南海トラフ地震や社会活動に影響を与える感染症などの危機事象への予防策を含む対応について、担当者会議や合同訓練等をはじめ、相互支援の検討を行うなど、平常時からの連携強化に取り組む。	
	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	
地域防災力の強化	地域防災力の強化	松山市が実施するプログラムに、追加で松前町の防災士を募集する。
	防災士フォローアッププログラムの受講対象を松山市内の防災士だけでなく、圏域内の防災士に広げる。	

環境保全施策の推進	地球温暖化対策の推進	松山市が中心となって調整し、松山市と松前町との協議により決定する。	
	圏域内で開催されるイベント等で、環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。		
	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と松前町が協議し、役割を決定する。	
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。		
	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
	生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。		
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について調査研究を行う。		
	暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	移住・定住の促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
		圏域内への移住を促進するため、圏域イメージの向上をはじめ、圏域市町や関係団体との連携強化、移住フェア等を共同で実施するほか、若者が地域への誇りや愛着を育む機会を設ける。	
広報紙の連携		松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。	
エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。			
民間が主導する連携事業の推進		松山市を中心としつつ、松山市と松前町が協力して実施する。	
商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、にぎわいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。			
地域公共交通ネットワークの連携推進	松山市を中心としつつ、松山市と松前町が協力して実施する。		
圏域内で、持続可能で利便性の高い交通システムを構築するため、地域公共交通ネットワークの連携について検討を行う。			

圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と松前町との協議により決定する。
	オープンデータの公開数を拡充し、特に自治体標準オープンデータセットの公開を進めることで、地域課題の解決に向けた利活用を促す。	
	連携による地域課題解決の機会創出	松山市が中心となり、必要に応じて松山市と松前町との協議のうえ、連携・支援内容を検討する。
	圏域市町で共通する課題について、担当者会議やワークショップで、ノウハウを共有するなど地域課題の解決を図る。	

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第4項の規定により、松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に関し、協議により次のとおり連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

記

松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

松山市及び砥部町は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、次のとおり平成28年7月8日に締結した松山市及び砥部町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

（提案理由）

砥部町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公

共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない。

(別 紙)

別表 (第2条, 第3条関係)

分野	基本方針	取組	役割分担
圏域全体の経済成長のけん引	市町の特長をいかした一体的な産業振興と企業活動支援	中小企業の振興や地場産業の活性化 産学金官民で連携して商談会を開催し、販路拡大を図るなど、中小企業の振興や地場産業の活性化を行う。	松山市が中心となって実施し、砥部町内の事業者への周知・啓発等は砥部町が実施する。
		働く場所や機会の創出 圏域市町が連携し、新産業の創出や働き方の多様化などの取組を検討し、働く場所や機会の創出に向けた情報や事例の共有等を行う。	松山市を中心としつつ、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
農林水産業の活性化	農林水産業の活性化	農林水産業に関する諸課題の研究 圏域市町で農林水産業の生産性向上などの取組を情報共有し、それぞれの産品や農地の事情に応じた効果的な取組について研究する。	松山市と砥部町との協議により決定する。
		有害鳥獣の連携捕獲 実務者レベルの職員による協議の場を設けて圏域市町の協力体制を継続するとともに、モンキードッグや煙火などの試行を検証し横展開等を行うことで、実効性のある有害鳥獣対策の取組を行う。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
山・街・海をつなぐ広域観光の推進		「道後温泉」を軸とした観光振興 道後温泉を核として、道後温泉別館飛鳥乃湯泉等で連携市町の特産品のPRや情報発信を行う。また、圏域内の温泉施設の連携も含めた研究を行う。	温泉施設の連携は松山市が中心となって検討する。特産品PRや情報発信は松山市と砥部町が協議し、可能なものから実施を検討する。
		観光資源を対象としたプロモーションやファミツアーの実施 圏域全体の観光資源を有効活用し、周遊観光を促進するため、タクシーやレンタカー、観光バス等の二次交通の整備や、周遊観光ルートの提案を行う。また、効果的な情報発信を行い、圏域全体での観光誘客を図る。	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。

		インバウンド観光の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		圏域全体の観光資源を有効活用し、インバウンドを誘客する取組を推進する。	
高次の都市機能の集積・強化	安全・安心の圏域づくり	救急医療提供体制の維持	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		松山医療圏として圏域で取り組んでいる救急医療提供体制を24時間/365日維持する。	
		消防機能の共同運用	松山市と砥部町が協議し、決定する。
		消防指令センターや特殊車両等、消防機能の共同運用により持続可能な消防体制を構築する。	
	ごみ処理広域化	松山市が砥部町のごみを受け入れる。	
	圏域市町のごみ処理を広域化し、高度な施設整備を行うほか、ごみ処理経費の削減を図る。		
広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備	道路ネットワークの強化	圏域内の道路ネットワークの強化を図るため、IC付近や松山外環状道路等の幹線道路を整備する。	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と砥部町で連携可能性を協議する。
		松山空港の利用促進	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と砥部町で連携可能性を協議する。
	松山空港の航路の維持確保等により、利用促進を図る。		
	広域交通拠点のにぎわい創出と機能の向上	JR松山駅周辺では、圏域全体の広域交通の結節点としてふさわしい、にぎわいを創出する広域交流拠点施設の整備に官民連携で取り組み、圏域市町の連携効果につなげる。	松山市が実施する。広域的な検討が必要な場合は、松山市と砥部町で連携可能性を協議する。
圏域全体の生活関連機能サービスの向上	医療・介護・福祉サービスの充実	救急医療の適正利用	松山市が中心となって取り組み、砥部町内での周知・啓発等は、砥部町が実施する。
		救急医療の適正利用に関するリーフレット及びガイドブックを共同で作成し、幼稚園、保育園等で、適正受診の啓発を圏域市町で実施する。	
	救急ワークステーションの活用	救急ワークステーションの救急隊員と圏域内の救急隊員が相互に協力し、研修や訓練を実施する。	
		圏域の救命率向上を図るため、「松山市救急ワークステーション」を活用し、救急救命士等の教育体制を充実させる。	

		健康づくりの推進	松山市が中心となつて情報交換の場を設け、健康づくりの推進はそれぞれで取り組む。
		健康意識の向上や健康増進に多くの住民が効果的に取り組めるよう、圏域内の健康課題や取組を共有し、連携した健康づくり事業の実施を目的に担当者会を実施する。	
		地域包括ケアシステムの推進	松山市が中心となつて情報共有・意見交換等を調整し、地域包括ケアシステムの推進はそれぞれで実施する。
		圏域市町で取組事例等を共有し、地域の課題を地域で解決する地域包括ケアシステムの推進を図ることで、圏域内に住む人たちが、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりに取り組む。	
	結婚・出産・子育て支援の充実	病児・病後児保育の広域受入れ	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		病児・病後児保育の広域利用に取り組む。	
		保育を必要とする子どもの広域受入れ	保育所等の利用希望がある場合、松山市と砥部町で協議を行い、広域受入れを実施する。
		保育を必要とする子どもの保護者が、居住する市町以外で勤務する場合や里帰り出産をする場合等に限り、可能な範囲で利用調整を行い、広域受入れを実施する。	
		児童クラブ支援員研修の連携	研修会を開催する市町が中心となつて実施する。
		圏域市町それぞれが実施する児童クラブ支援員研修のうち、参加枠に余裕のあるものについて、他市町の支援員が参加できるように連携を図る。	
		子育てイベントや研修の共同開催	松山市が中心となつて実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		圏域市町で連携を図り、子育てイベントや、子育て支援事業者向けの研修を共同開催する。	
		出会いイベント等による出会い・交流支援事業の連携・共同実施	出会いイベントは松山市と砥部町が連携して実施し、その他新たな連携事業を行う際には協議により決定する。
		出会いイベント等による出会い・交流支援について、圏域市町が連携して取り組む。	
産後ケア事業の推進	松山市が中心となつて圏域市町の現状把握や課題の共有を行い、広域での産後ケア事業の推進についての方策を検討する。		
産後ケア事業の利用により、安心して育児ができるよう、圏域市町が連携して広域利用に取り組む。			

圏域住民の活力創出	図書館利用対象者の拡大	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	各市町立図書館の利用対象者を圏域に拡大する。また、圏域内各図書館のPRを実施するほか、新たな利便性向上の取組策を検討する。	
	文化・スポーツ施設の戦略的な活用	松山市が中心となって調整し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	圏域住民が文化・スポーツに親しむ機会を増やすとともに、文化施設・スポーツ施設について、観光、文化、教育等の様々な視点での戦略的な整備や活用策の検討を行う。	
	プロスポーツ支援	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	圏域住民がスポーツに親しむ機会を増やすとともに、交流人口の拡大を図るため、プロスポーツへの支援を行う。	
	地域コミュニティの活性化	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	松山圏域や広島広域都市圏内で活動する地域活動団体同士の交流活動等を支援し、公共交通の利用や圏域内の地域コミュニティの活性化を促進する。	
	広島広域都市圏との連携推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	令和7年3月に締結した協定に基づき、産業・観光振興や地域振興などに関する取組を推進し、両圏域の更なる活力向上とにぎわい創出を図る。	
地域レジリエンスの強化	危機事象への相互支援の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	近年の地球温暖化の影響による山火事や豪雨・渇水のほか、発生が懸念される南海トラフ地震や社会活動に影響を与える感染症などの危機事象への予防策を含む対応について、担当者会議や合同訓練等をはじめ、相互支援の検討を行うなど、平常時からの連携強化に取り組む。	
	災害時の廃棄物処理に関する連携の推進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	災害時に廃棄物処理を連携して行えるよう、体制の整備を行う。	
地域防災力の強化	松山市が実施するプログラムに、追加で砥部町の防災士を募集する。	
防災士フォローアッププログラムの受講対象を松山市内の防災士だけでなく、圏域内の防災士に広げる。		

環境保全施策の推進	地球温暖化対策の推進	松山市が中心となって調整し、松山市と砥部町との協議により決定する。	
	圏域内で開催されるイベント等で、環境に配慮した行動を啓発し、圏域での温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策を推進する。		
	環境学習・普及啓発の推進	環境学習及び普及啓発の内容によって松山市と砥部町が協議し、役割を決定する。	
	圏域で情報共有を図り、連携して環境に関する学習や普及啓発を推進するとともに、環境問題に精通する人材を圏域で育成する。		
	合併処理浄化槽の普及促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。	
	生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁防止のため、圏域で連携して協議会を設立し合併処理浄化槽の普及促進を図る。		
	汚泥の共同処理に係る調査研究	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。	
	効率的な汚泥処理を行うため、圏域市町で連携して、汚泥の共同処理について調査研究を行う。		
	暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり	移住・定住の促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
		圏域内への移住を促進するため、圏域イメージの向上をはじめ、圏域市町や関係団体との連携強化、移住フェア等を共同で実施するほか、若者が地域への誇りや愛着を育む機会を設ける。	
広報紙の連携		松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。	
エリアプライド（圏域への愛着や誇り）の醸成を図り、定住に繋げるため、広報紙への圏域情報の掲載や相互掲載等を実施する。			
民間が主導する連携事業の推進		松山市を中心としつつ、松山市と砥部町が協力して実施する。	
商店街活性化やまちづくりなど、様々な分野で民間が行う圏域市町連携の取組を支援し、にぎわいの創出や圏域市町産品のPR等を行う。			
地域公共交通ネットワークの連携推進	松山市を中心としつつ、松山市と砥部町が協力して実施する。		
圏域内で、持続可能で利便性の高い交通システムを構築するため、地域公共交通ネットワークの連携について検討を行う。			

圏域内行政サービス効率化等の推進	公共データの公開拡充と利活用促進	松山市が中心となって実施し、必要に応じて松山市と砥部町との協議により決定する。
	オープンデータの公開数を拡充し、特に自治体標準オープンデータセットの公開を進めることで、地域課題の解決に向けた利活用を促す。	
	連携による地域課題解決の機会創出	松山市が中心となり、必要に応じて松山市と砥部町との協議のうえ、連携・支援内容を検討する。
	圏域市町で共通する課題について、担当者会議やワークショップで、ノウハウを共有するなど地域課題の解決を図る。	

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

伊予市のごみ処理に係る事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、ごみ処理に係る事務に関し、伊予市との協議により次のとおり規約を定め、事務の一部を受託する。

記

松山市と伊予市のごみ処理に係る事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、松山市と伊予市のごみの処理に関する事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 伊予市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を松山市に委託する。

- (1) 松山市のごみ処理施設に搬入される可燃ごみの処理に関する事務
- (2) 松山市のごみ処理施設に搬入される粗大ごみの処理に関する事務
- (3) 前2号の処理に伴って生じる残さの処理（再生利用を含む。）に関する事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、松山市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊予市の負担とし、伊予市は、これを松山市に交付しなければならない。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、松山市長が伊予市長と協議して定める。この場合において、松山市長は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を伊予市長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第5条 松山市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、松山市の予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入（粗大ごみの処理に伴って回収される金属の売却益を除く。）は、松山市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 松山市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、遅滞なく、当該決算の委託事務に関する部分を伊予市長に通知するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第8条 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、伊予市に通知しなければならない。

2 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を伊予市に通知しなければならない。

(連絡会議)

第9条 松山市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて、伊予市と連絡会議を開くものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、松山市長と伊予市長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、松山市南クリーンセンターの敷地内で松山市が新たに整備するごみ処理施設の供用を開始した日から施行する。

(打切決算)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、松山市長がこれを決算する。

(提案理由)

ごみ処理に係る事務の管理及び執行を伊予市から受託することについて、地方自治法第

252条の14第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

東温市のごみ処理に係る事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、ごみ処理に係る事務に関し、東温市との協議により次のとおり規約を定め、事務の一部を受託する。

記

松山市と東温市のごみ処理に係る事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、松山市と東温市のごみの処理に関する事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 東温市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を松山市に委託する。

- (1) 松山市のごみ処理施設に搬入される可燃ごみの処理に関する事務
- (2) 松山市のごみ処理施設に搬入される粗大ごみの処理に関する事務
- (3) 前2号の処理に伴って生じる残さの処理（再生利用を含む。）に関する事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、松山市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、東温市の負担とし、東温市は、これを松山市に交付しなければならない。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、松山市長が東温市長と協議して定める。この場合において、松山市長は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を東温市長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第5条 松山市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、松山市の予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入(粗大ごみの処理に伴って回収される金属の売却益を除く。)は、松山市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 松山市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、遅滞なく、当該決算の委託事務に関する部分を東温市長に通知するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第8条 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、東温市に通知しなければならない。

2 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を東温市に通知しなければならない。

(連絡会議)

第9条 松山市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて、東温市と連絡会議を開くものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、松山市長と東温市長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、松山市南クリーンセンターの敷地内で松山市が新たに整備するごみ処理施設の供用を開始した日から施行する。

(打切決算)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、松山市長がこれを決算する。

(提案理由)

ごみ処理に係る事務の管理及び執行を東温市から受託することについて、地方自治法第

252条の14第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

令和 8 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

久万高原町のごみ処理に係る事務の受託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、ごみ処理に係る事務に関し、久万高原町との協議により次のとおり規約を定め、事務の一部を受託する。

記

松山市と久万高原町のごみ処理に係る事務の委託に関する規約

（趣旨）

第 1 条 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、松山市と久万高原町のごみの処理に関する事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第 2 条 久万高原町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を松山市に委託する。

- (1) 松山市のごみ処理施設に搬入される可燃ごみの処理に関する事務
- (2) 松山市のごみ処理施設に搬入される粗大ごみの処理に関する事務
- (3) 前 2 号の処理に伴って生じる残さの処理（再生利用を含む。）に関する事務

（管理及び執行の方法）

第 3 条 委託事務の管理及び執行については、松山市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第 4 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、久万高原町の負担とし、久万高原町は、これを松山市に交付しなければならない。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、松山市長が久万高原町長と協議して定める。この場合において、松山市長は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を久万高原町長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第5条 松山市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、松山市の予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入（粗大ごみの処理に伴って回収される金属の売却益を除く。）は、松山市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 松山市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、遅滞なく、当該決算の委託事務に関する部分を久万高原町長に通知するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第8条 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、久万高原町に通知しなければならない。

2 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を久万高原町に通知しなければならない。

(連絡会議)

第9条 松山市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて、久万高原町と連絡会議を開くものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、松山市長と久万高原町長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、松山市南クリーンセンターの敷地内で松山市が新たに整備するごみ処理施設の供用を開始した日から施行する。

(打切決算)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、松山市長がこれを決算する。

(提案理由)

ごみ処理に係る事務の管理及び執行を久万高原町から受託することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松前町のごみ処理に係る事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、ごみ処理に係る事務に関し、松前町との協議により次のとおり規約を定め、事務の一部を受託する。

記

松山市と松前町のごみ処理に係る事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、松山市と松前町のごみの処理に関する事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 松前町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を松山市に委託する。

- (1) 松山市のごみ処理施設に搬入される可燃ごみの処理に関する事務
- (2) 松山市のごみ処理施設に搬入される粗大ごみの処理に関する事務
- (3) 前2号の処理に伴って生じる残さの処理（再生利用を含む。）に関する事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、松山市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、松前町の負担とし、松前町は、これを松山市に交付しなければならない。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、松山市長が松前町長と協議して定める。この場合において、松山市長は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を松前町長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第5条 松山市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、松山市の予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入（粗大ごみの処理に伴って回収される金属の売却益を除く。）は、松山市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 松山市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、遅滞なく、当該決算の委託事務に関する部分を松前町長に通知するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第8条 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、松前町に通知しなければならない。

2 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を松前町に通知しなければならない。

(連絡会議)

第9条 松山市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて、松前町と連絡会議を開くものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、松山市長と松前町長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、松山市南クリーンセンターの敷地内で松山市が新たに整備するごみ処理施設の供用を開始した日から施行する。

(打切決算)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、松山市長がこれを決算する。

(提案理由)

ごみ処理に係る事務の管理及び執行を松前町から受託することについて、地方自治法第

252条の14第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

砥部町のごみ処理に係る事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、ごみ処理に係る事務に関し、砥部町との協議により次のとおり規約を定め、事務の一部を受託する。

記

松山市と砥部町のごみ処理に係る事務の委託に関する規約

（趣旨）

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、松山市と砥部町のごみの処理に関する事務の委託について必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第2条 砥部町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を松山市に委託する。

- (1) 松山市のごみ処理施設に搬入される可燃ごみの処理に関する事務
- (2) 松山市のごみ処理施設に搬入される粗大ごみの処理に関する事務
- (3) 前2号の処理に伴って生じる残さの処理（再生利用を含む。）に関する事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、松山市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、砥部町の負担とし、砥部町は、これを松山市に交付しなければならない。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、松山市長が砥部町長と協議して定める。この場合において、松山市長は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を砥部町長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第5条 松山市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、松山市の予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入(粗大ごみの処理に伴って回収される金属の売却益を除く。)は、松山市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第7条 松山市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、遅滞なく、当該決算の委託事務に関する部分を砥部町長に通知するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第8条 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、砥部町に通知しなければならない。

2 松山市は、委託事務の管理及び執行について適用される松山市の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を砥部町に通知しなければならない。

(連絡会議)

第9条 松山市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて、砥部町と連絡会議を開くものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、松山市長と砥部町長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、松山市南クリーンセンターの敷地内で松山市が新たに整備するごみ処理施設の供用を開始した日から施行する。

(打切決算)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、松山市長がこれを決算する。

(提案理由)

ごみ処理に係る事務の管理及び執行を砥部町から受託することについて、地方自治法第

252条の14第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(城山公園(丸之内)斜面外災害復旧工事)

令和7年第2回定例会において議決を得た議案第66号城山公園(丸之内)斜面外災害復旧工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	3億9,491万5,400円
変更後	4億4,954万9,100円

(提案理由)

必要最小限の樹木伐採で計画していたが、高強度ネットと地山の取り合わせを精査した結果、伐採本数を追加する。また、工事後の早期の植生回復のために植生マットを追加するとともに、掘削作業の支障となることから、電気ケーブル類の仮設・本設工事を追加し、請負代金の増額変更を行うため、本件を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 当事者

- (1) 原告 松山市
- (2) 被告 甲 松山市在住 50代
- 同 乙 松山市在住 30代
- 同 丙 松山市在住 60代
- 同 丁 松山市在住 30代
- 同 戊 松山市在住 50代

2 訴えの内容 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の返還を求める訴え

3 訴えの経緯等

(1) 市は、被告甲に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金として、平成15年4月16日に被告乙を連帯借主、被告丙を連帯保証人として金108万円を貸付けることを約定し、平成18年3月31日までに同金銭を交付した。

平成18年12月から上記貸付金の返還が開始となるも、毎月の返還を履行せず、一部を支払ったのみで、市からの再三の催告にもかかわらず、滞納が続いているため、未返還金等の支払いを求めるものである。

(2) 市は、被告甲に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金として、平成17年3月4日に被告丁を連帯借主、被告丙を連帯保証人として金30万円を貸付けることを約定し、同年3月31日までに同金銭を交付した。

平成20年12月から上記貸付金の返還が開始となるも、毎月の返還を履行せず、一部を支払ったのみで、市からの再三の催告にもかかわらず、滞納が続いているため、未返還金等の支払いを求めるものである。

(3) 市は、被告甲に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金として、平成17

年4月20日に被告丁を連帯借主、被告丙を連帯保証人として金108万円を貸付けることを約定し、平成20年3月31日までに同金銭を交付した。

平成20年12月から上記貸付金の返還が開始となるも、毎月の返還を履行せず、一部を支払ったのみで、市からの再三の催告にもかかわらず、滞納が続いているため、未返還金等の支払いを求めるものである。

(4) 市は、被告甲に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金として、平成18年4月20日に被告乙を連帯借主、被告戊を連帯保証人として金72万円を貸付けることを約定したが、被告甲から貸付金の減額の申出があったため、平成19年10月31日までに減額後の金57万円を交付した。

平成20年5月から上記貸付金の返還が開始となるも、毎月の返還を履行せず、一部を支払ったのみで、市からの再三の催告にもかかわらず、滞納が続いているため、未返還金等の支払いを求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告甲は、原告に対し、金209万6000円及びこれに対する令和7年4月1日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 被告甲は、原告に対し、金120万5079円を支払え。

(3) 被告乙は、原告に対し、金111万4000円及びこれに対する令和7年4月1日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(4) 被告乙は、原告に対し、金65万6429円を支払え。

(5) 被告丙は、原告に対し、金180万7000円及びこれに対する令和7年4月1日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(6) 被告丙は、原告に対し、金99万2520円を支払え。

(7) 被告丁は、原告に対し、金98万2000円及びこれに対する令和7年4月1日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(8) 被告丁は、原告に対し、金54万8650円を支払え。

(9) 被告戊は、原告に対し、金28万9000円及びこれに対する令和7年4月1日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(10) 被告戊は、原告に対し、金21万2559円を支払え。

(11) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

(12) 仮執行宣言

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により，訴訟の提起について議会の議決を求めるため，本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は，次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て，訴えの提起，和解，あつせん，調停及び仲裁に関すること。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

市有車による交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市有車による交通事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 松山市古川北二丁目10番6号

医療法人かどた脳神経外科

理事長 門田 治

2. 事故の概要

令和7年11月5日午前11時30分頃、松山市中村一丁目3番39号地先において、事務連絡業務中に、教育委員会事務局所属30代職員運転の軽自動車に相手方の軽自動車が追突し、損害（物損）を受けたものである。

3. 和解の内容

相手方から市に損害賠償金として1,239,700円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市有車による交通事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

令和8年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定，廃止及び変更について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 雄郡 216号線	針田町	針田町	
2	市道 味生 314号線	別府町	別府町	
3	市道 味生 315号線	清住二丁目	清住二丁目	
4	市道 味生 316号線	北斎院町	北斎院町	
5	市道 味生 317号線	南斎院町	南斎院町	
6	市道 味生 318号線	南斎院町	南斎院町	
7	市道 生石 307号線	高岡町	高岡町	
8	市道 生石 308号線	高岡町	高岡町	
9	市道 久枝 294号線	安城寺町	安城寺町	
10	市道 久枝 295号線	西長戸町	西長戸町	
11	市道 潮見 147号線	志津川町	志津川町	
12	市道 浮穴 115号線	森松町	森松町	
13	市道 浮穴 116号線	森松町	森松町	
14	市道 石井 563号線	北土居二丁目	北土居二丁目	
15	市道 北条 30号線	北条辻	北条辻	
16	市道 清水 168号線	御幸二丁目	御幸二丁目	
17	市道 垣生 220号線	西垣生町	西垣生町	

2. 次の路線を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
18	市道 石井 153号線	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
19	市道 石井 155号線	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
20	市道 石井 156号線	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
21	市道 石井 157号線	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
22	市道 石井 158号線	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
23	市道 石井 159号線	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
24	市道 石井 160号線	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
25	市道 石井 161号線	和泉南六丁目	和泉南六丁目	

3. 次の路線を変更する。

26	市道 生石 156号線	変更前	南吉田町	南吉田町	
		変更後	南吉田町	南吉田町	
27	市道 石井 152号線	変更前	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
		変更後	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
28	市道 石井 154号線	変更前	和泉南六丁目	和泉南六丁目	
		変更後	和泉南六丁目	和泉南六丁目	

(提案理由)

図面番号1～15は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設され

た道路で、同法第39条の規定に伴い市道認定するもので、図面番号16～17は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき市道認定するもので、図面番号18～25は市営住宅の建替に伴い、市道の廃止をするもので、図面番号26は市道生石156号線の一部譲渡により、埋設されている工業用水道の公用を廃止する必要があるため、管理協定の一部変更に伴い、市道の路線を変更するもので、図面番号27～28は市営住宅の建替に伴い、市道の路線を変更するもので、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法(抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

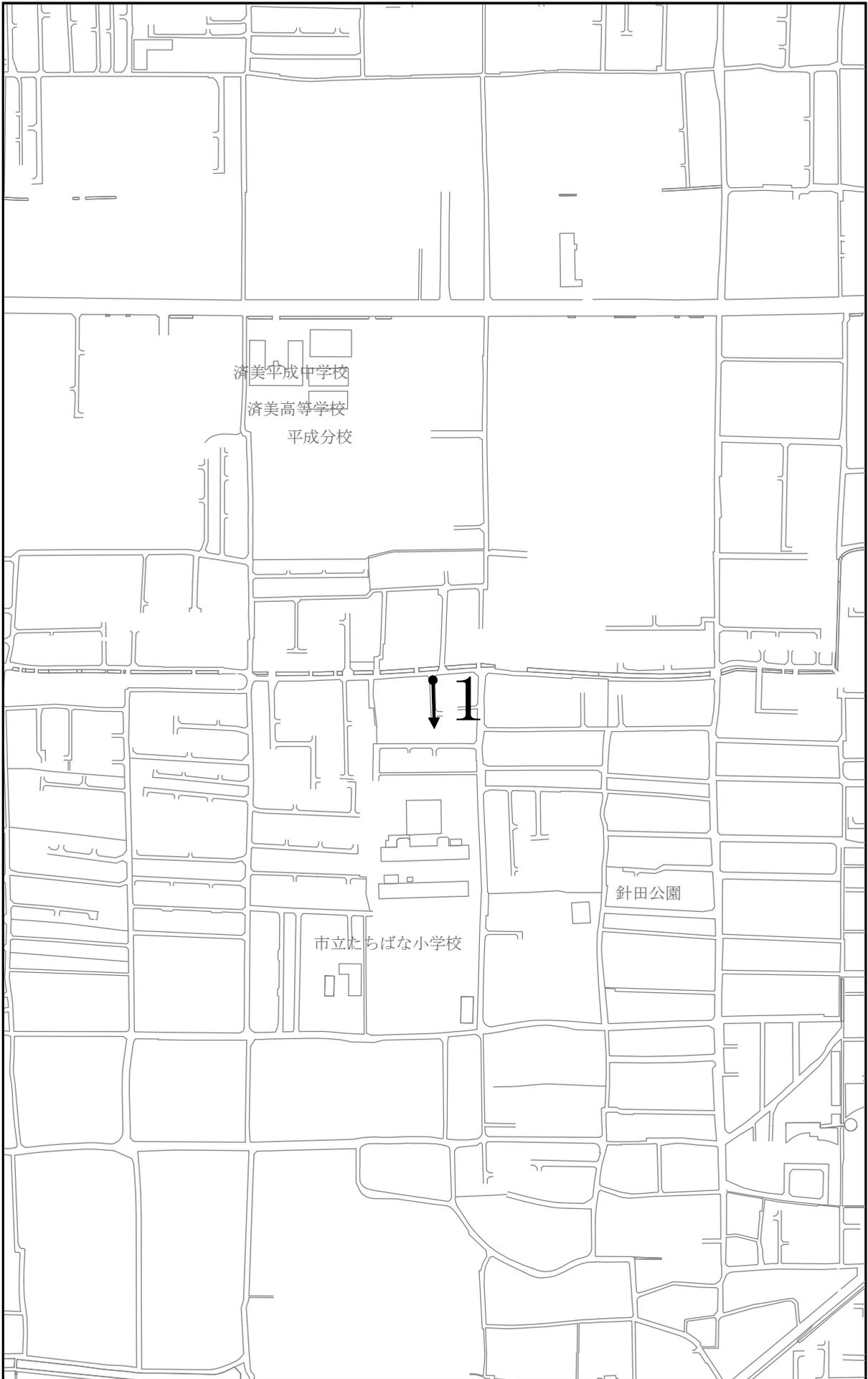
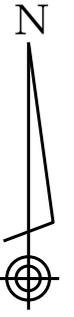
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

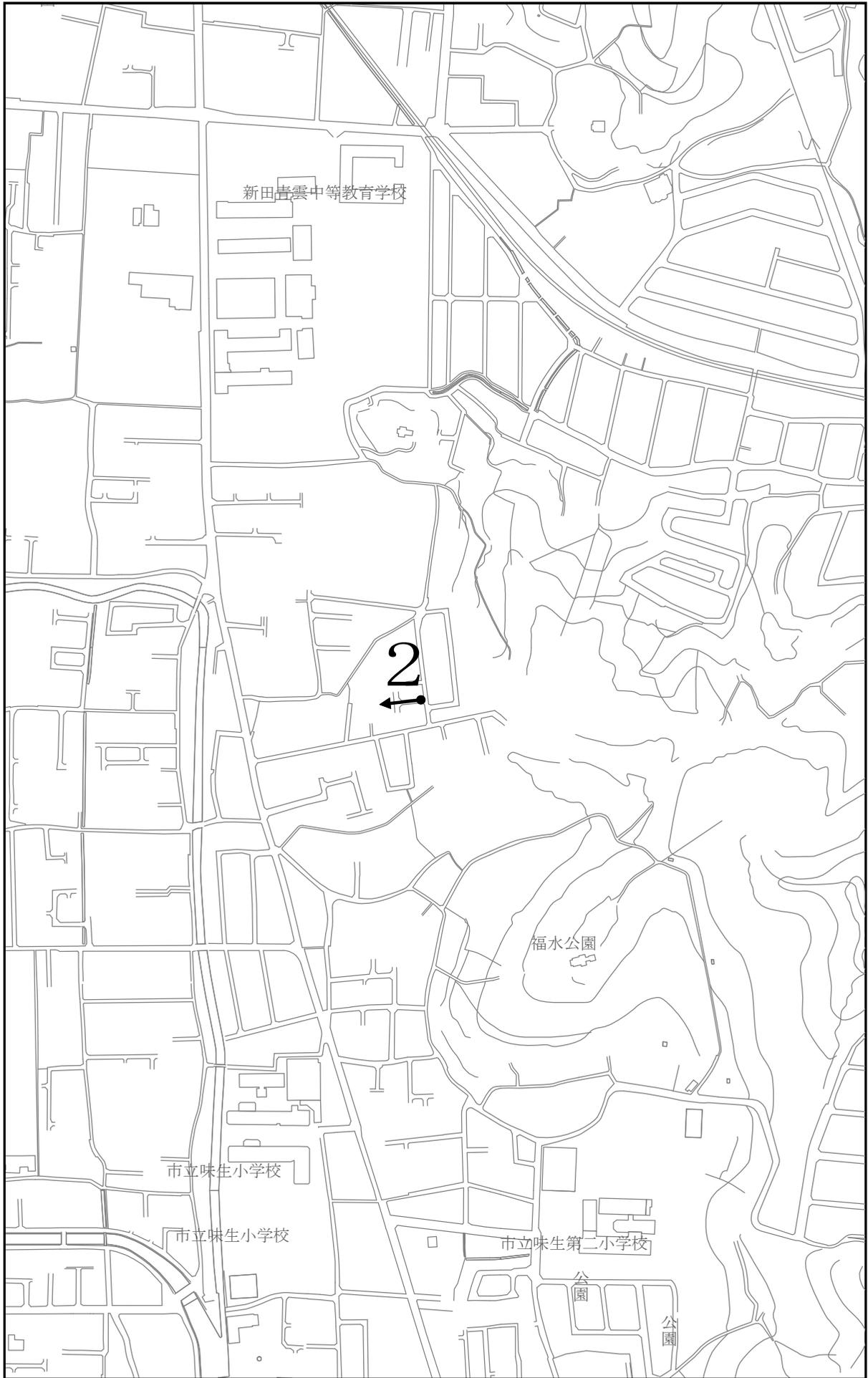
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続きに代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。





121

新田青雲中等教育学校

福水公園

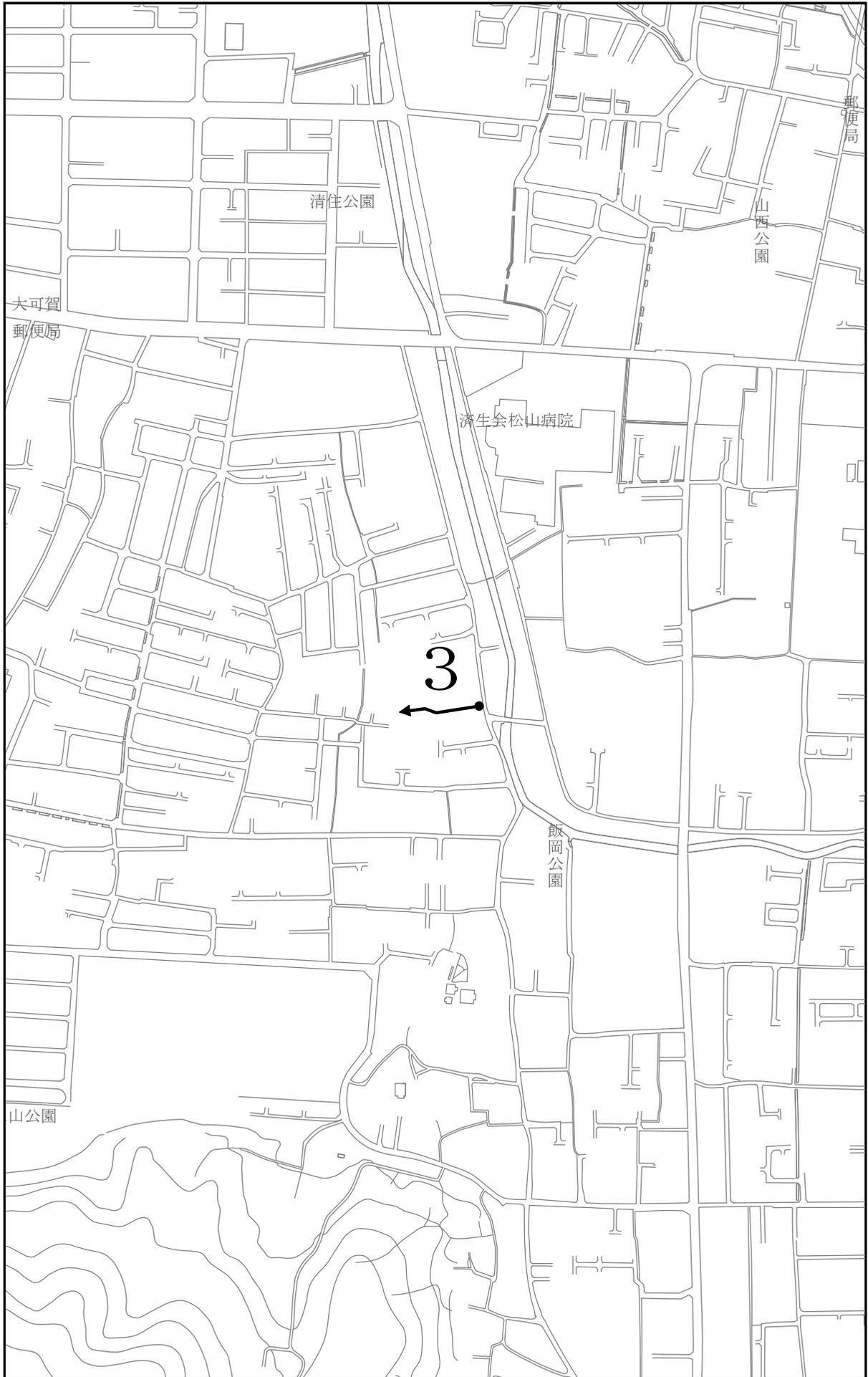
市立味生小学校

市立味生小学校

市立味生第二小学校

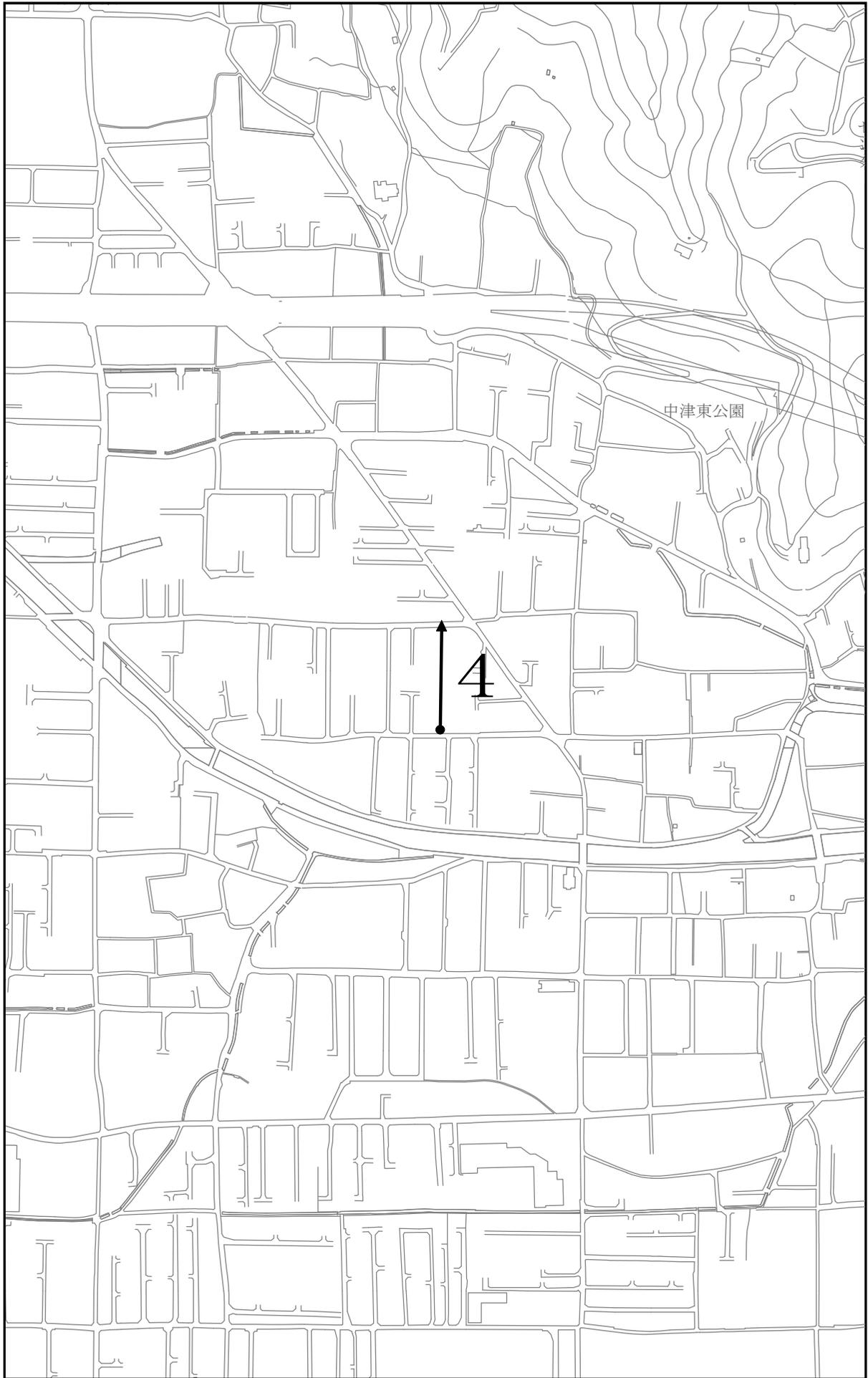
公園

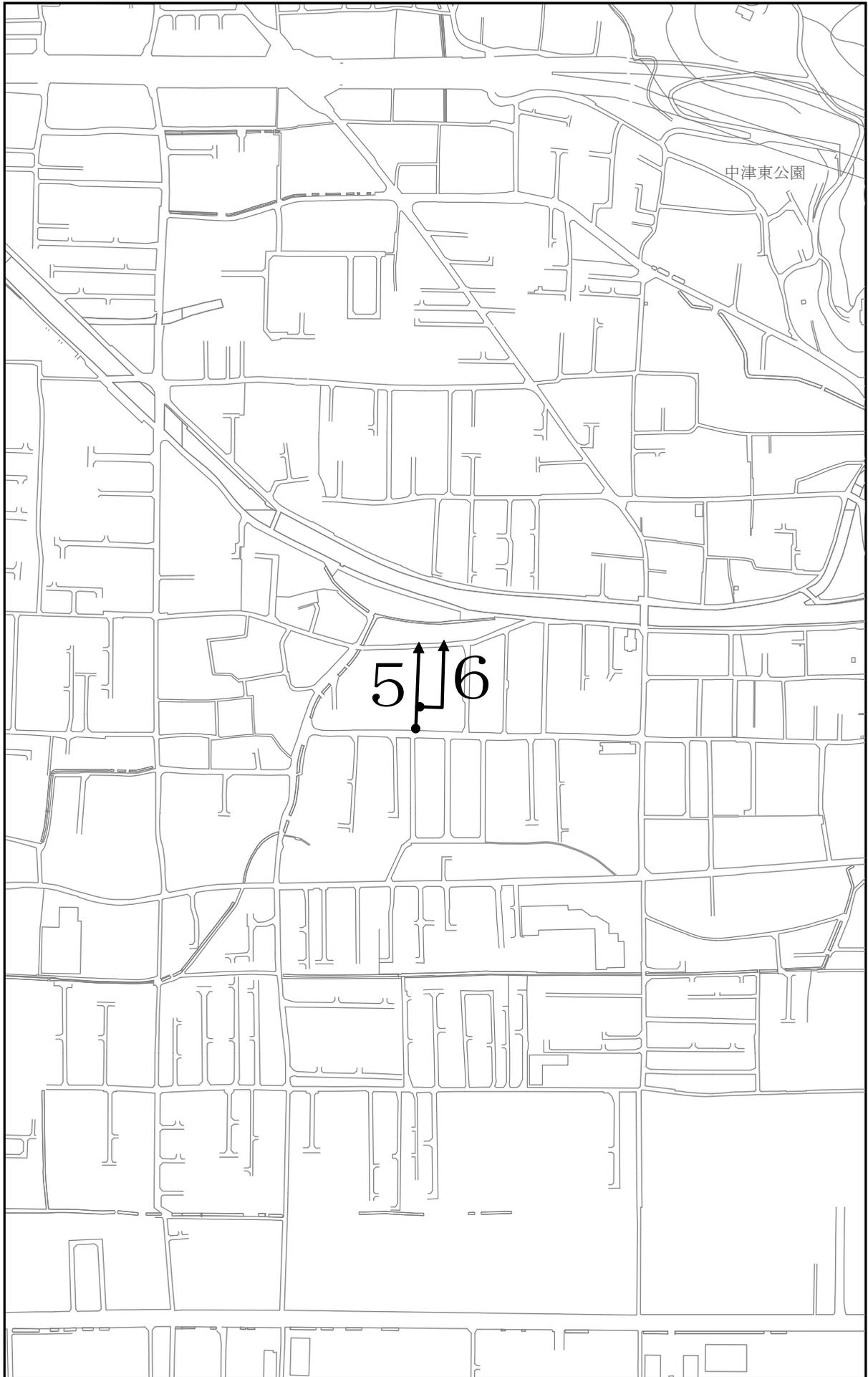
公園



3

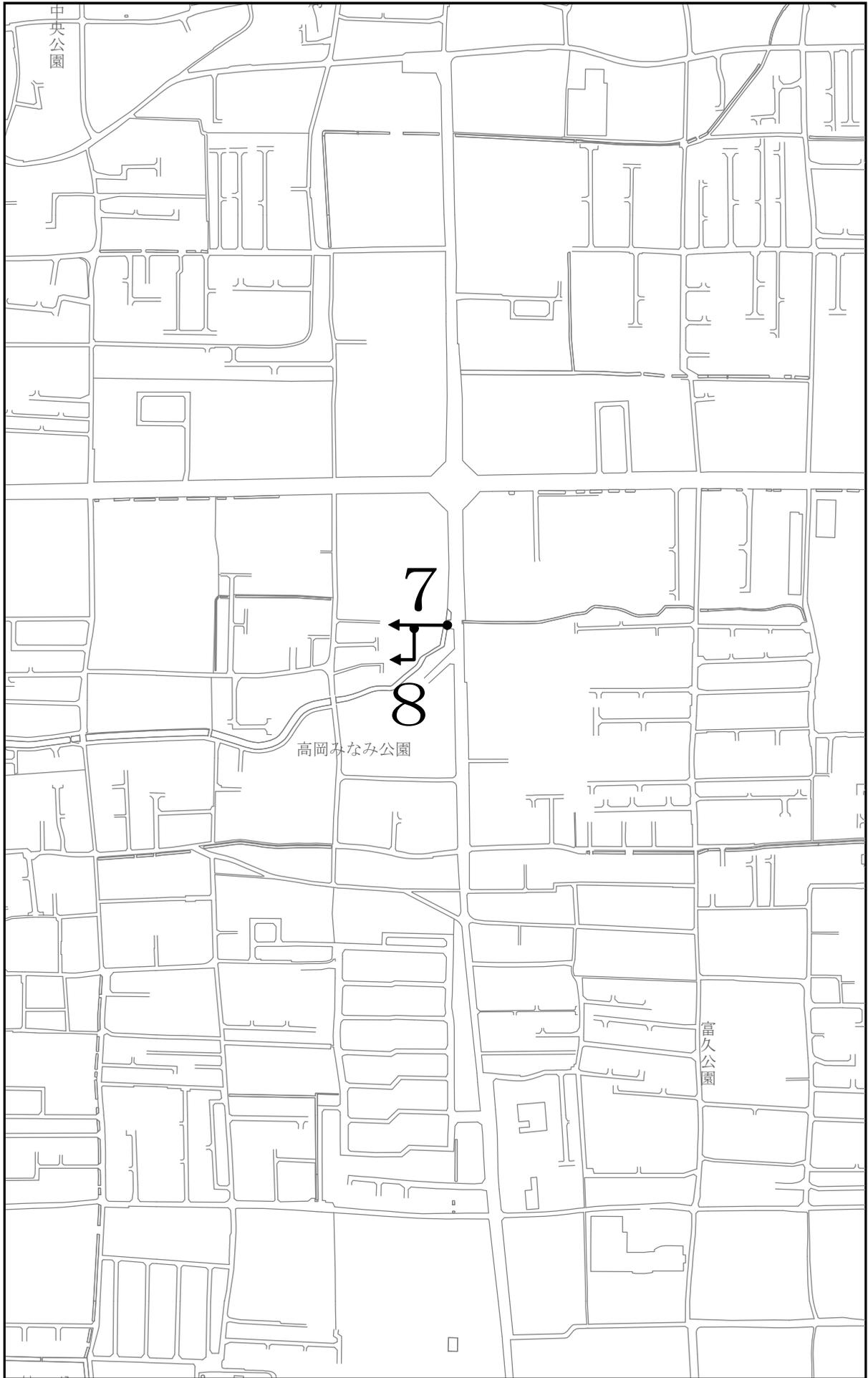


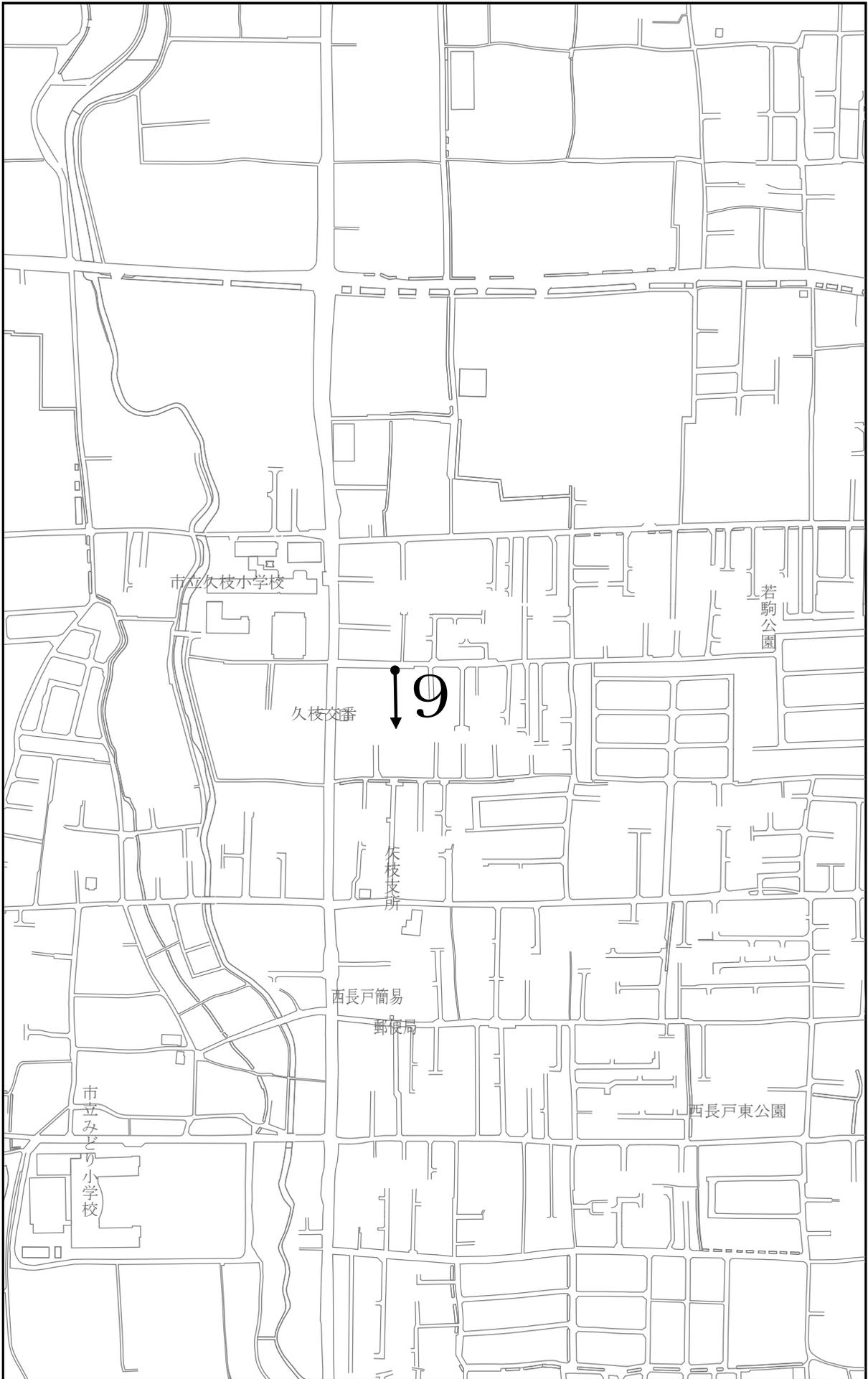


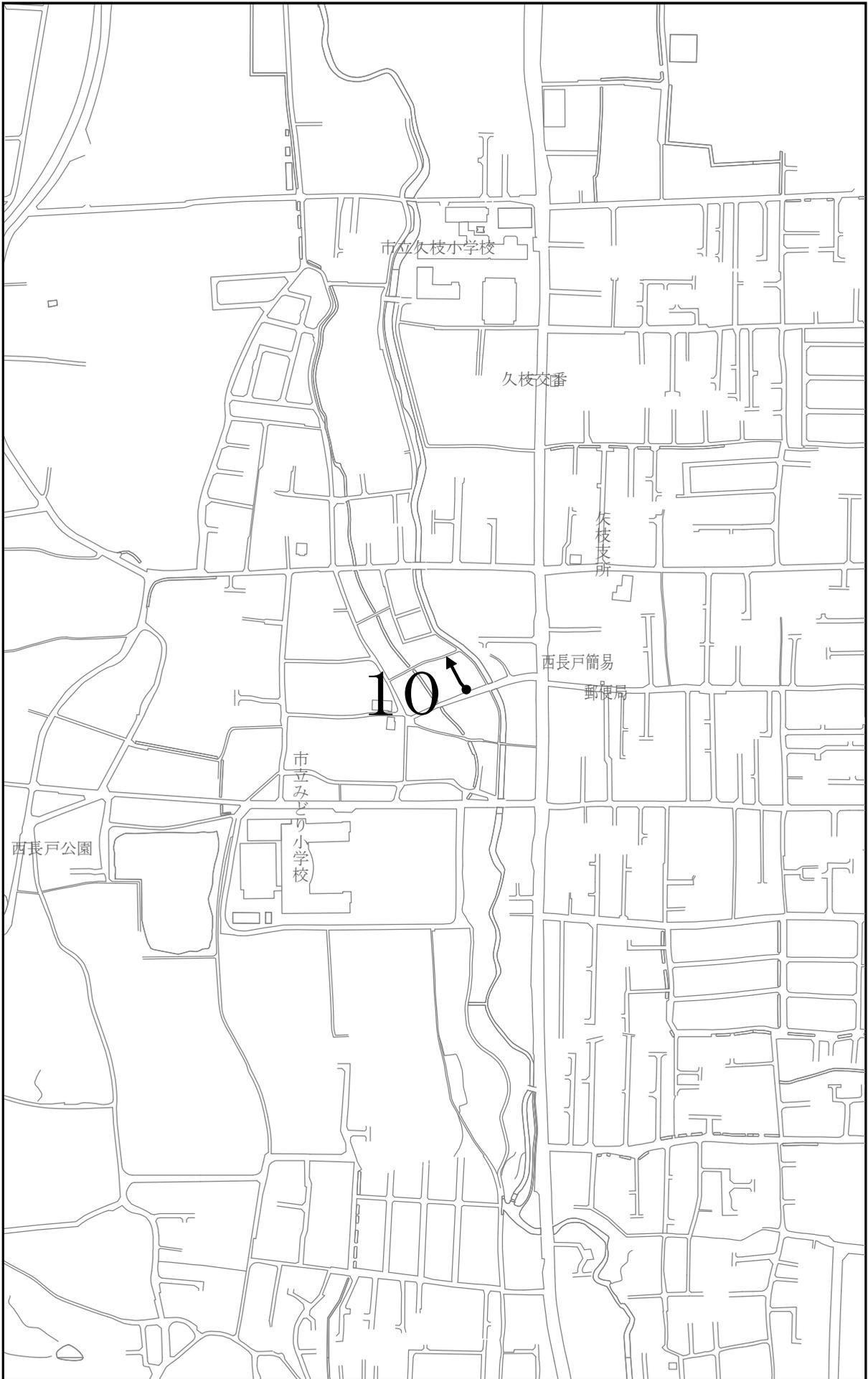


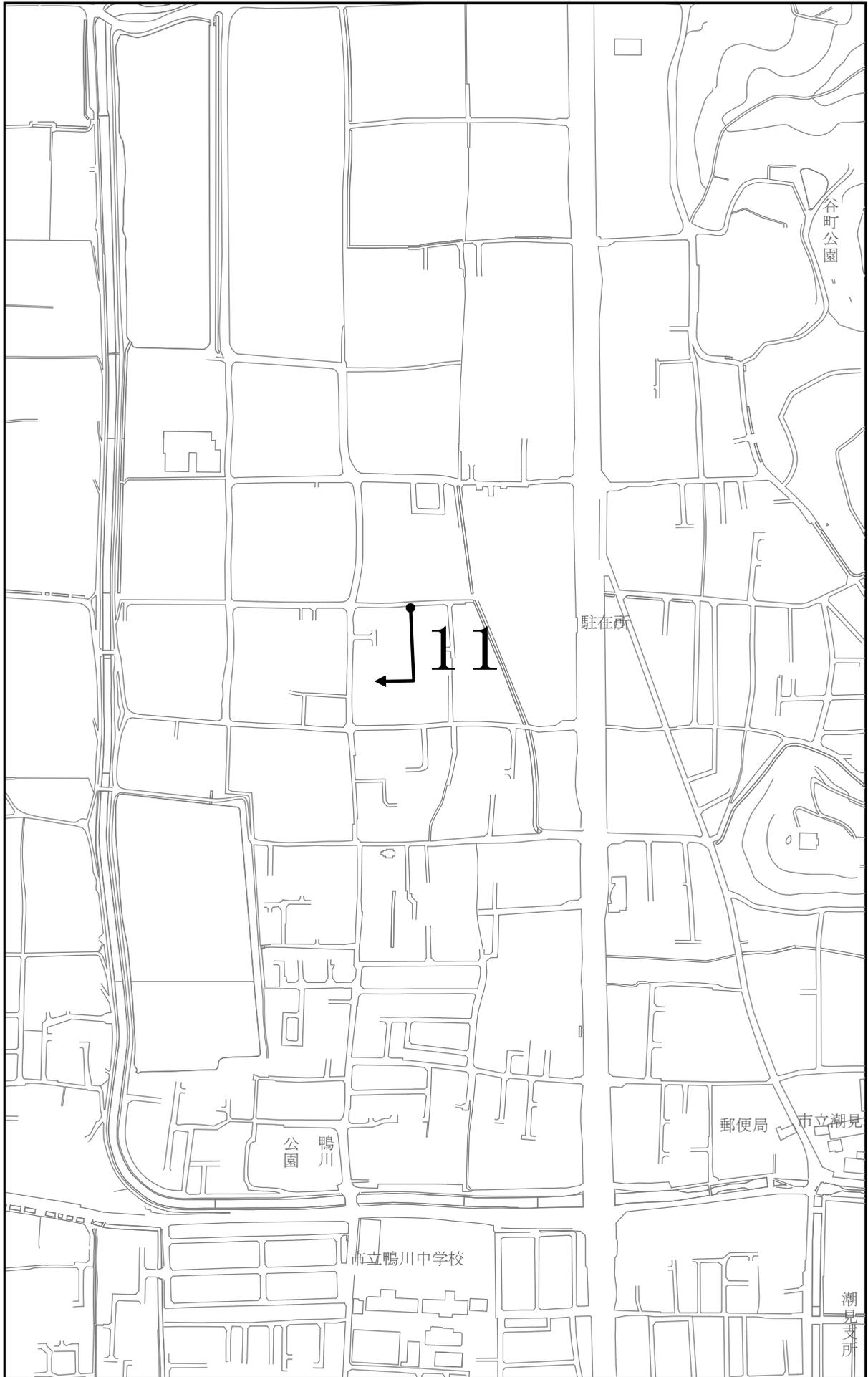
中津東公園

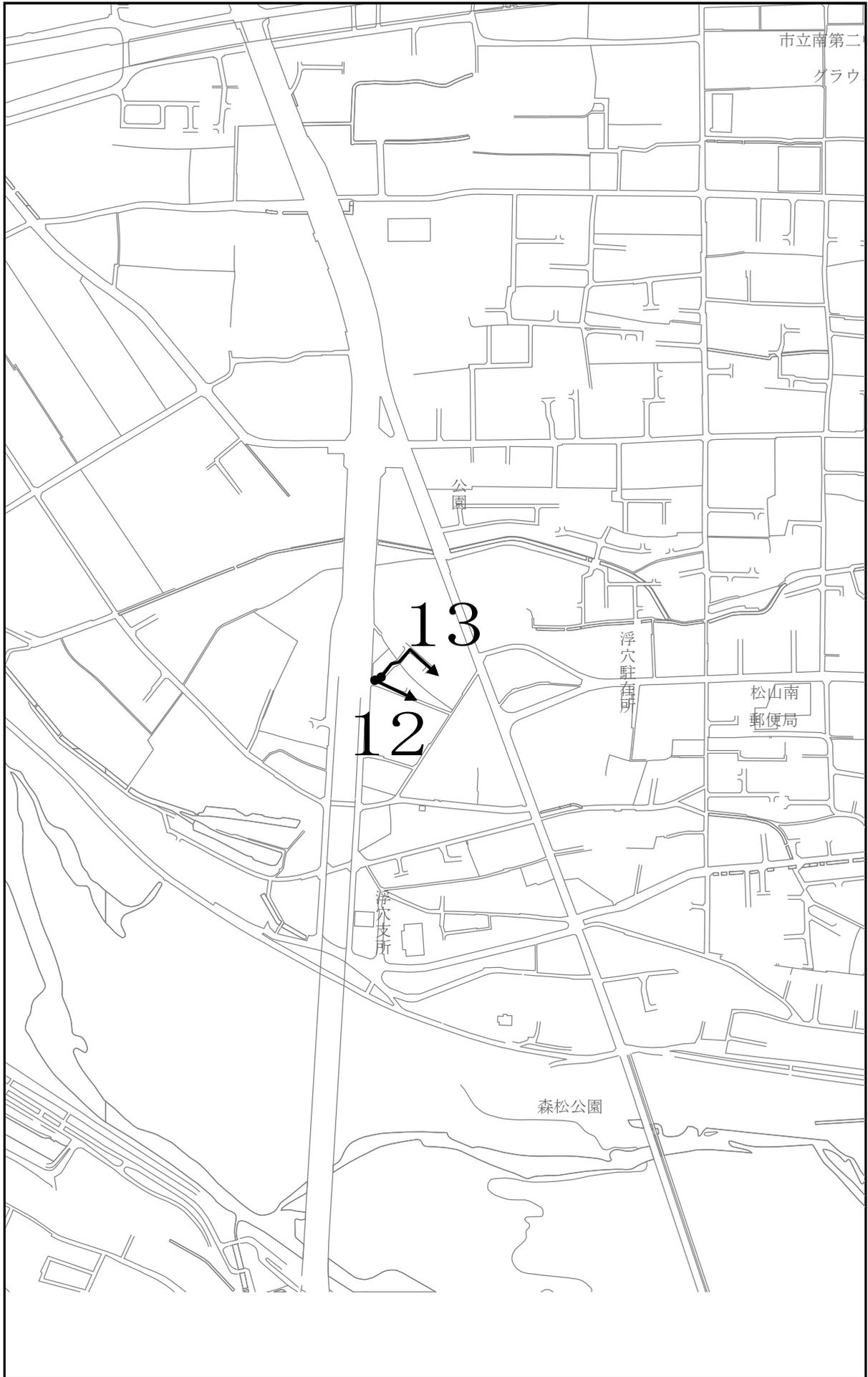
5 ↑↑ 6

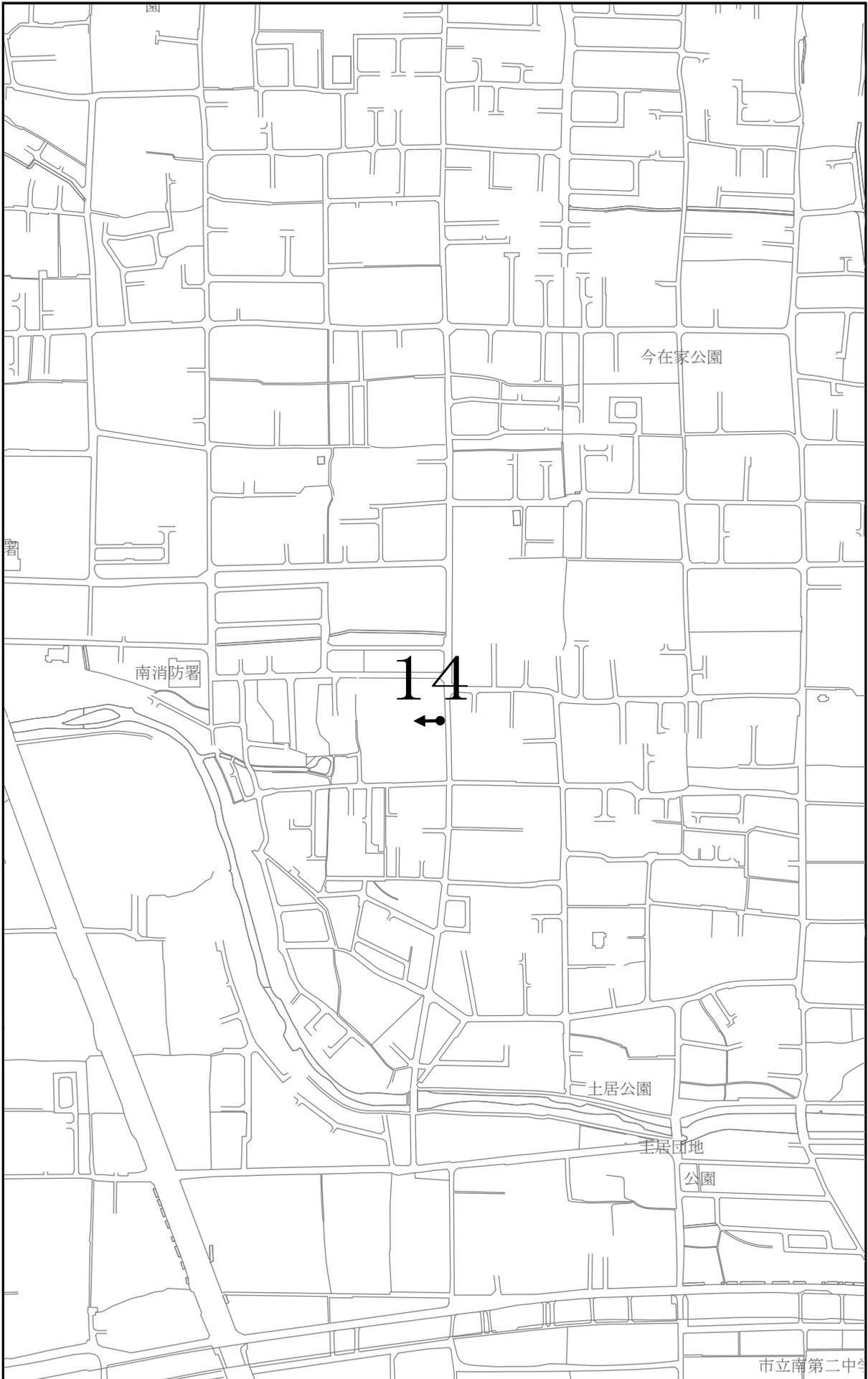


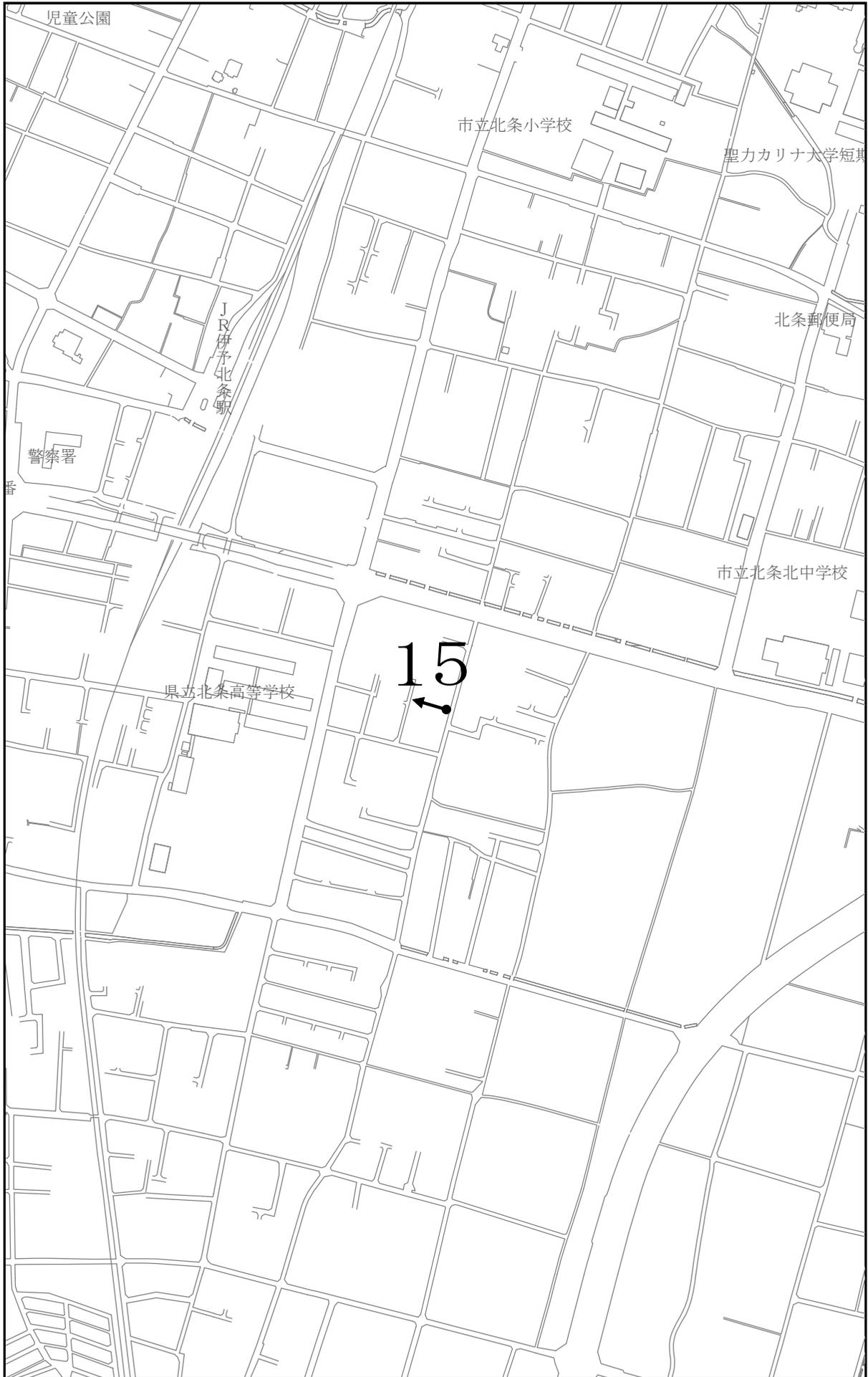


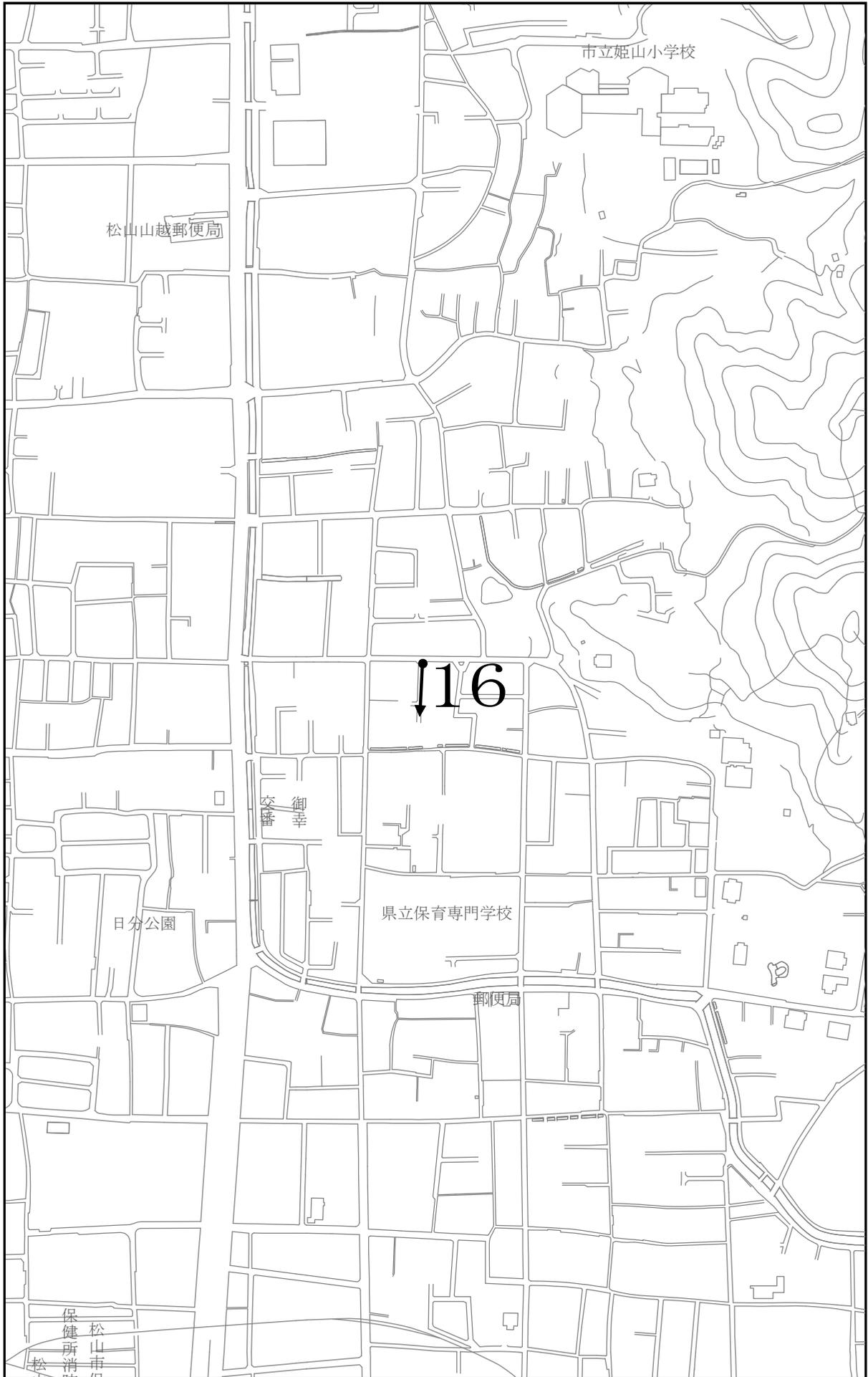












↓16

市立姫山小学校

松山山越郵便局

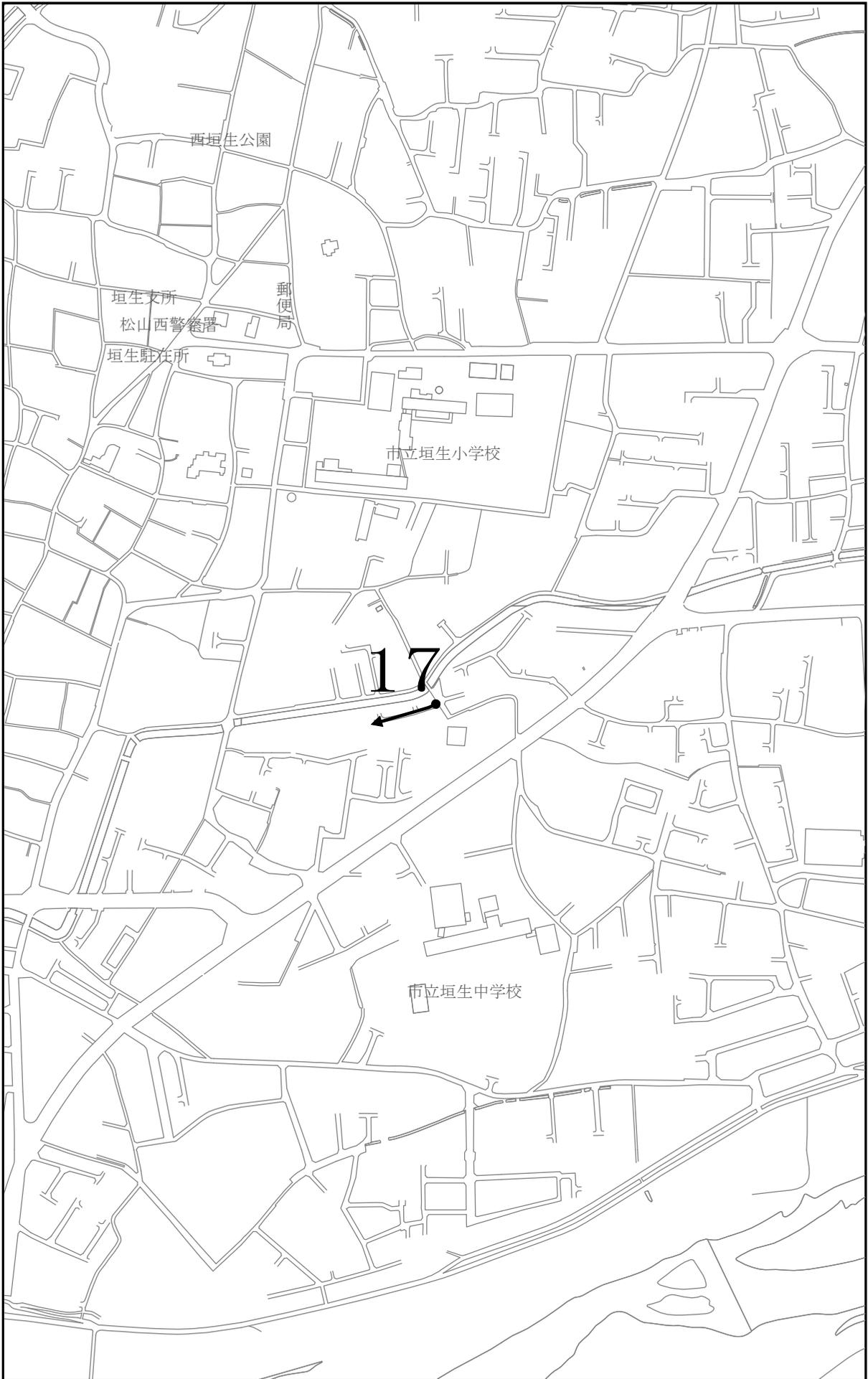
日分公園

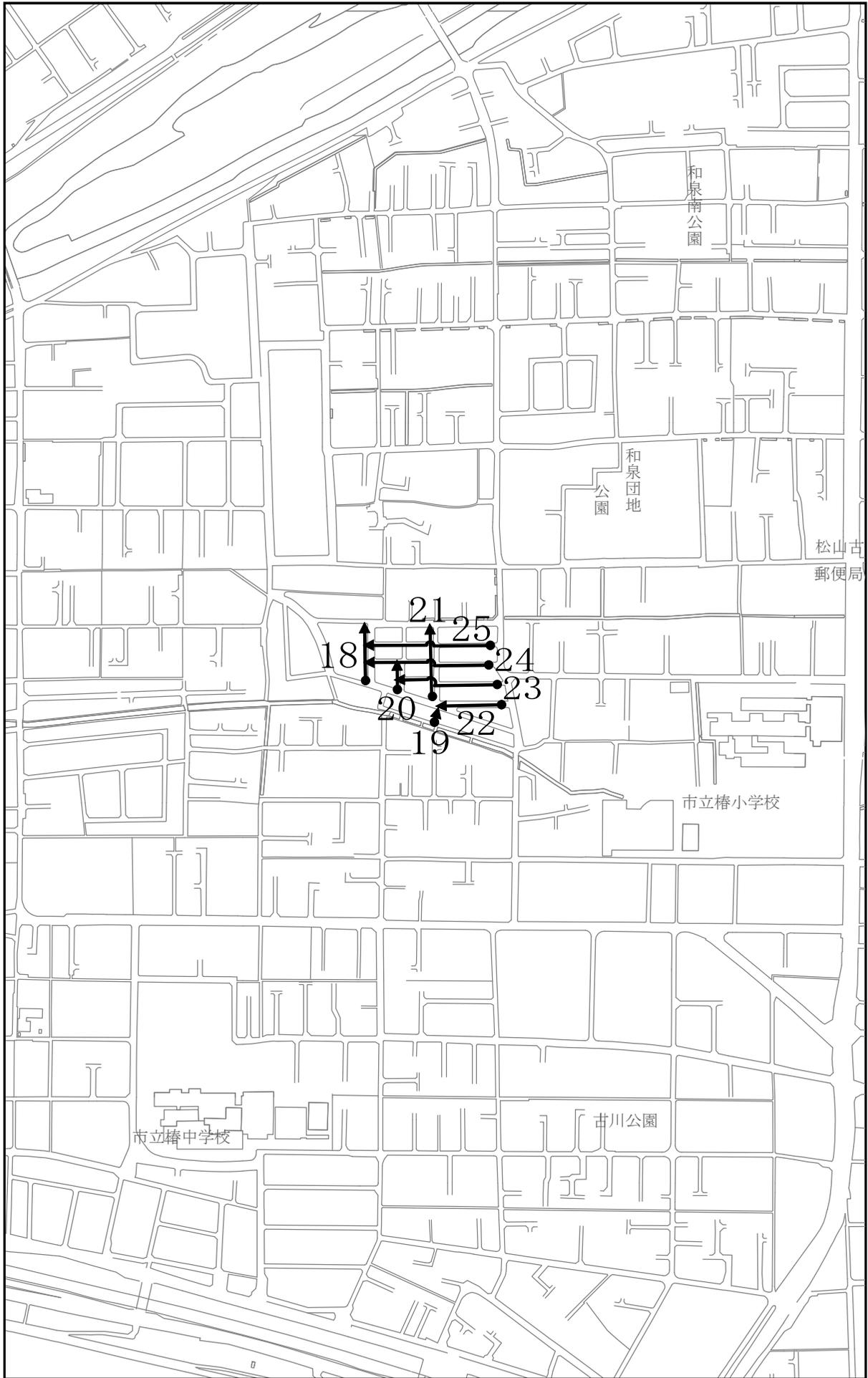
交番 御幸

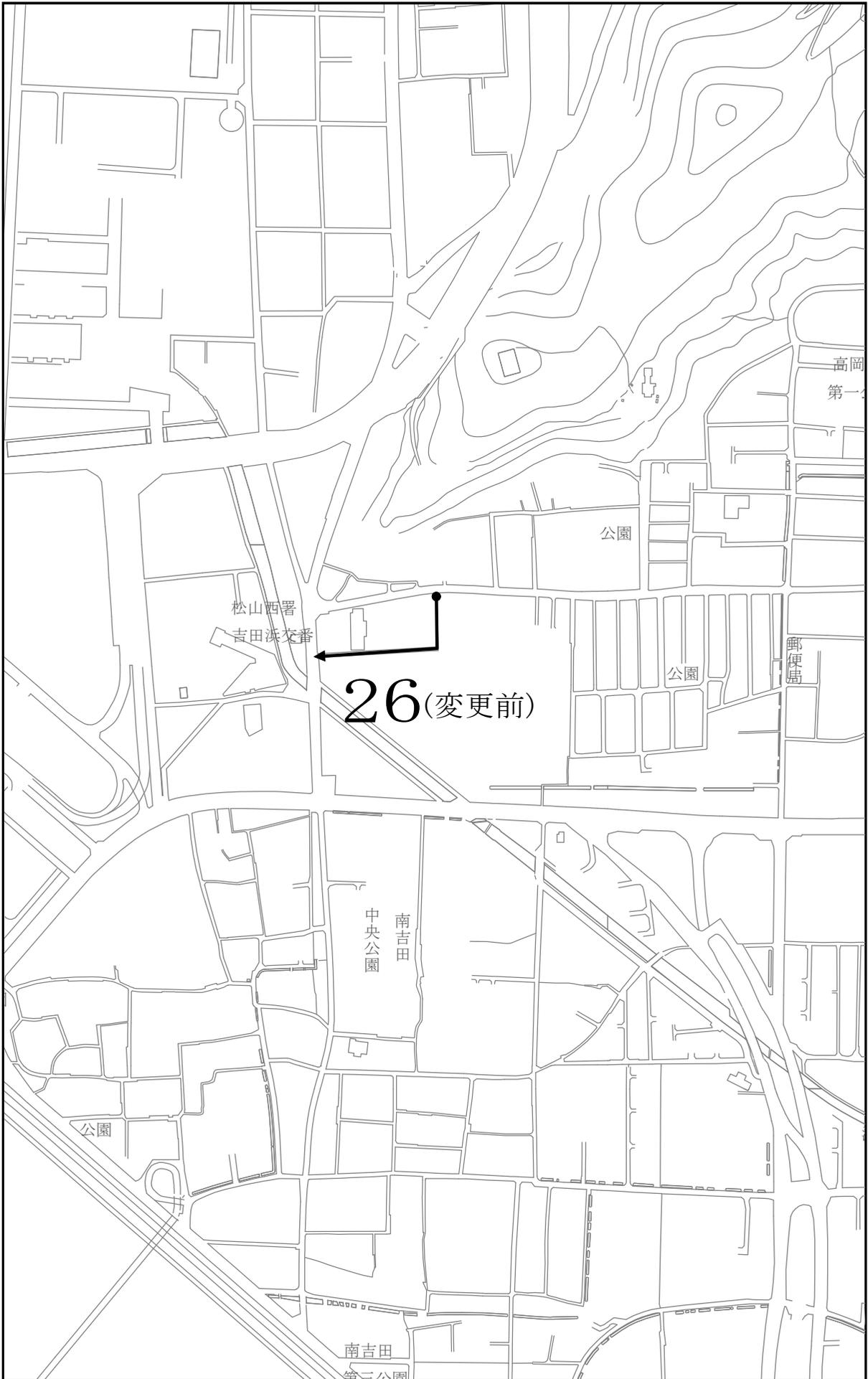
県立保育専門学校

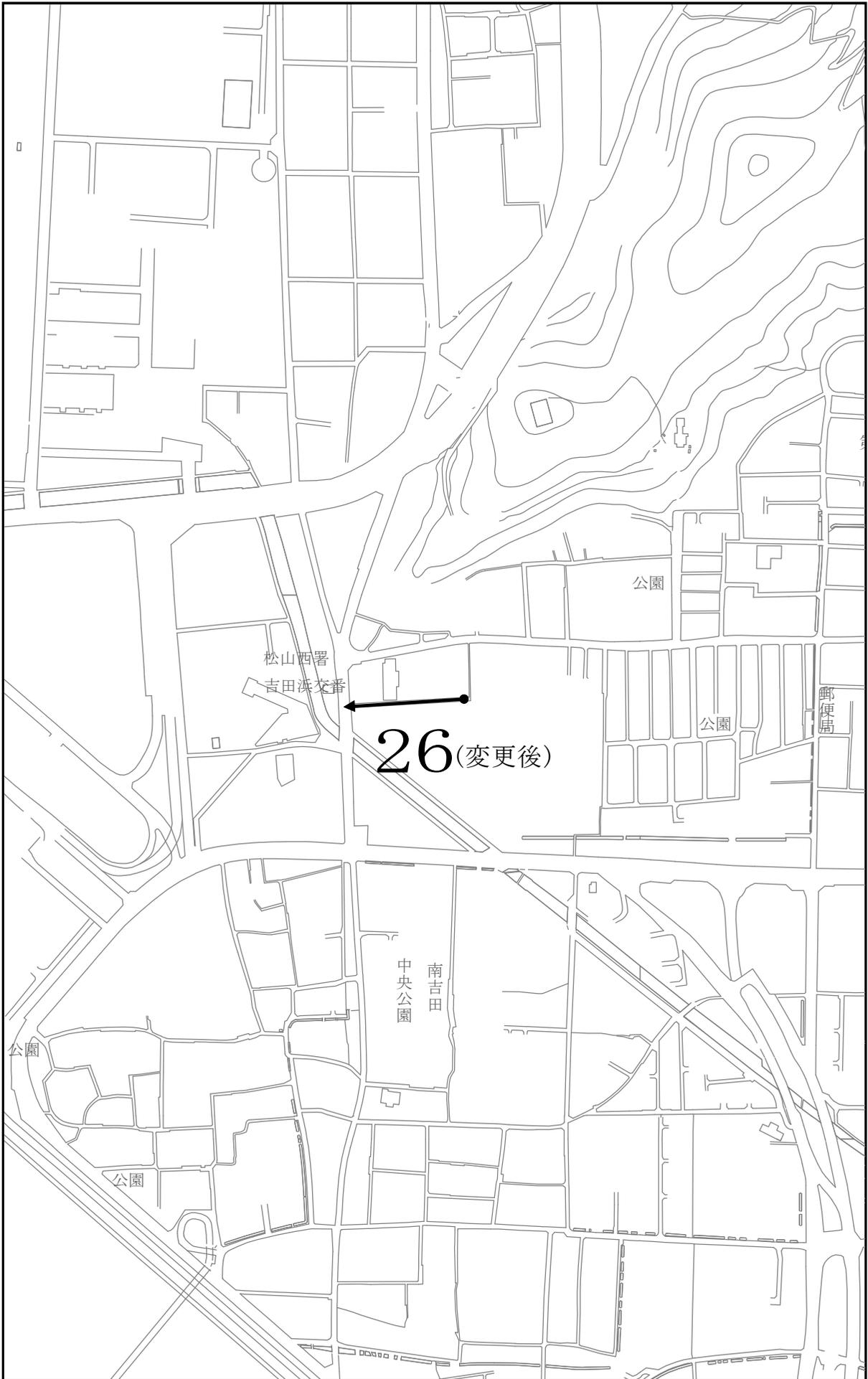
郵便局

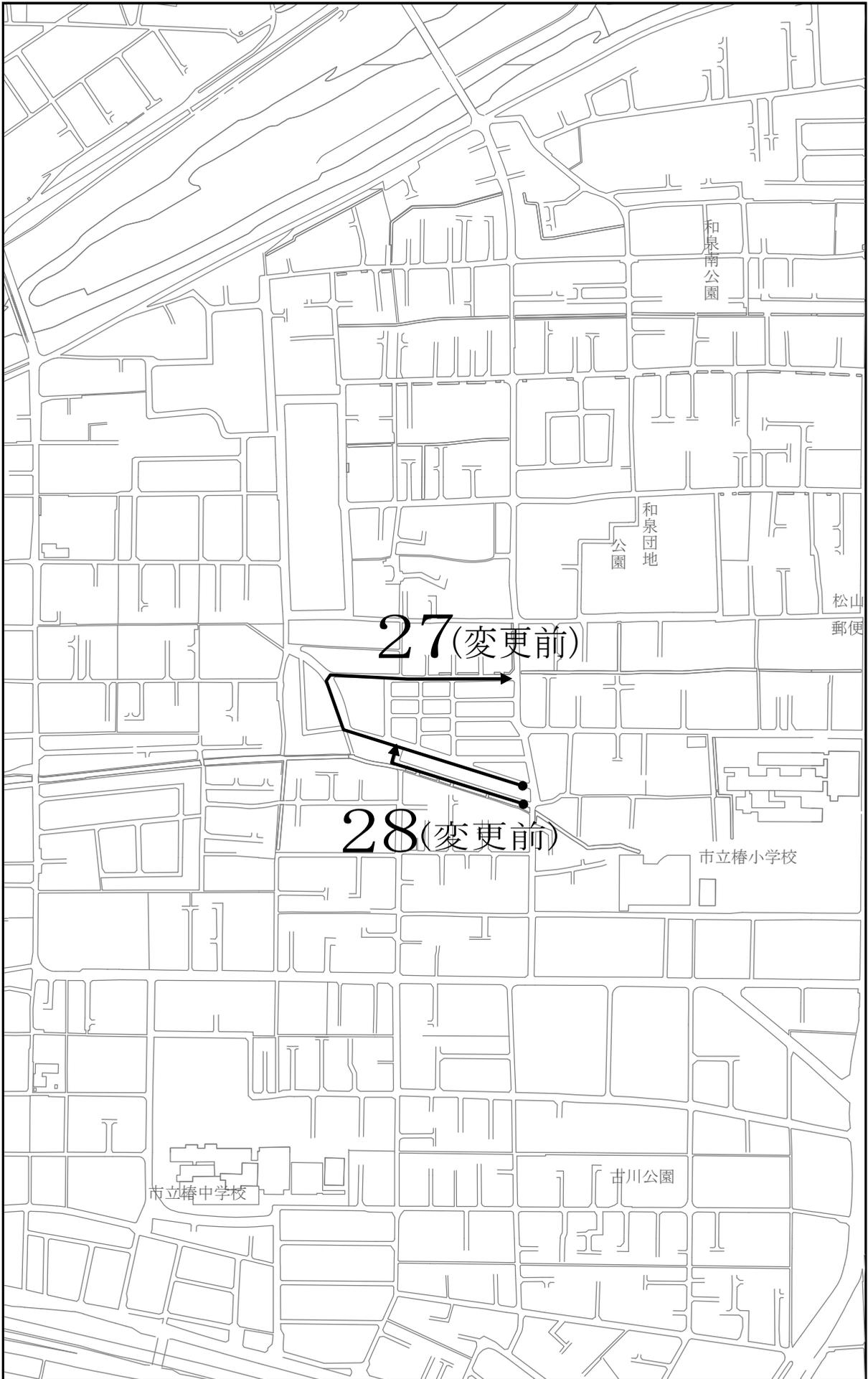
保健所消費
松山市

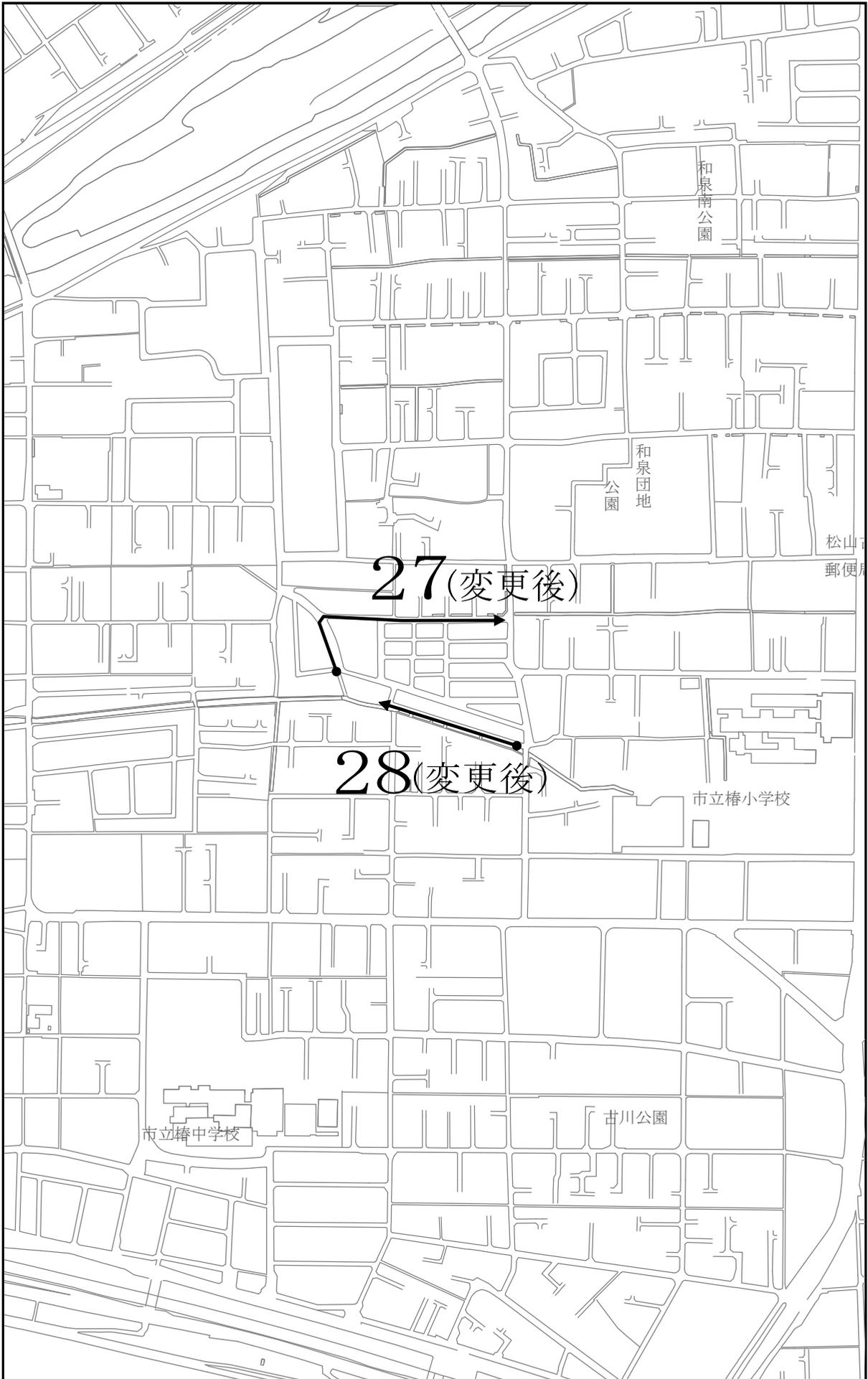












図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 雄 郡 2 1 6 号 線	松山市針田町 235番3地先	松山市針田町 235番6地先	4.5 ～ 8.7	43.4
2	市 道 味 生 3 1 4 号 線	松山市別府町 乙25番42地先	松山市別府町 乙25番40地先	5.3 ～ 9.6	29.9
3	市 道 味 生 3 1 5 号 線	松山市清住二丁目 1090番12地先	松山市清住二丁目 1099番11地先	4.3 ～ 8.3	75.1
4	市 道 味 生 3 1 6 号 線	松山市北斎院町 256番7地先	松山市北斎院町 256番1地先	5.3 ～ 10.3	98.6
5	市 道 味 生 3 1 7 号 線	松山市南斎院町 1239番12地先	松山市南斎院町 1239番29地先	5.3 ～ 9.8	76.8
6	市 道 味 生 3 1 8 号 線	松山市南斎院町 1239番17地先	松山市南斎院町 1239番13地先	5.3 ～ 9.9	73.9
7	市 道 生 石 3 0 7 号 線	松山市高岡町 61番6地先	松山市高岡町 160番7地先	4.7 ～ 8.6	52.7
8	市 道 生 石 3 0 8 号 線	松山市高岡町 160番11地先	松山市高岡町 160番2地先	4.7 ～ 8.6	47.7
9	市 道 久 枝 2 9 4 号 線	松山市安城寺町 57番1地先	松山市安城寺町 57番11地先	5.3 ～ 10.1	52.0
10	市 道 久 枝 2 9 5 号 線	松山市西長戸町 867番	松山市西長戸町 868番7地先	4.5 ～ 9.6	31.7
11	市 道 潮 見 1 4 7 号 線	松山市志津川町 94番1地先	松山市志津川町 94番10地先	4.5 ～ 9.0	102.4
12	市 道 浮 穴 1 1 5 号 線	松山市森松町 618番3地先	松山市森松町 618番9地先	5.4 ～ 10.4	46.4
13	市 道 浮 穴 1 1 6 号 線	松山市森松町 618番6地先	松山市森松町 660番9地先	4.3 ～ 8.2	72.7
14	市 道 石 井 5 6 3 号 線	松山市北土居二丁目 195番10地先	松山市北土居二丁目 195番8地先	5.3 ～ 9.7	23.4
15	市 道 北 条 3 0 号 線	松山市北条辻 575番14地先	松山市北条辻 575番13地先	5.3 ～ 9.7	31.2
16	市 道 清 水 1 6 8 号 線	松山市御幸二丁目 241番3地先	松山市御幸二丁目 241番4地先	4.3 ～ 8.7	43.6
17	市 道 垣 生 2 2 0 号 線	松山市西垣生町 593番1地先	松山市西垣生町 596番8地先	4.3 ～ 8.5	54.4

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
18	市 道 石井153号線	松山市和泉南六丁目 218番地先	松山市和泉南六丁目 220番地先	6.1 ～ 10.0	52.6
19	市 道 石井155号線	松山市和泉南六丁目 214番地先	松山市和泉南六丁目 214番地先	4.0 ～ 6.0	12.3
20	市 道 石井156号線	松山市和泉南六丁目 214番地先	松山市和泉南六丁目 229番地先	4.0 ～ 8.0	25.7
21	市 道 石井157号線	松山市和泉南六丁目 214番地先	松山市和泉南六丁目 230番地先	4.0 ～ 8.0	65.2
22	市 道 石井158号線	松山市和泉南六丁目 214番地先	松山市和泉南六丁目 214番地先	6.0 ～ 19.0	58.9
23	市 道 石井159号線	松山市和泉南六丁目 214番地先	松山市和泉南六丁目 214番地先	3.0 ～ 5.6	99.9
24	市 道 石井160号線	松山市和泉南六丁目 229番地先	松山市和泉南六丁目 218番地先	4.0 ～ 6.0	114.6
25	市 道 石井161号線	松山市和泉南六丁目 229番地先	松山市和泉南六丁目 219番地先	3.0 ～ 5.4	115.0

26	市 道 生石156号線	変更前	松山市南吉田町 1872番12地先	松山市南吉田町 1876番10地先	1.7 ～ 3.5	159.2
		変更後	松山市南吉田町 1872番29地先	松山市南吉田町 1876番10地先	2.7 ～ 3.5	132.8
27	市 道 石井152号線	変更前	松山市和泉南六丁目 214番地先	松山市和泉南六丁目 229番地先	4.0 ～ 12.1	396.7
		変更後	松山市和泉南六丁目 218番地先	松山市和泉南六丁目 229番地先	4.0 ～ 8.3	219.9
28	市 道 石井154号線	変更前	松山市和泉南六丁目 214番地先	松山市和泉南六丁目 214番地先	3.4 ～ 9.6	144.8
		変更後	松山市和泉南六丁目 214番地先	松山市和泉南六丁目 214番地先	3.4 ～ 9.6	130.5